

福島県保安林解除の手引き

令和6年4月

福島県農林水産部
森林保全課

目 次

I	解除事務の流れと解除の権限	1
1	解除事務の流れ (表1)	1
2	解除の権限 (表2)	2
II	解除の要件	3
1	解除理由	3
(1)	指定の理由の消滅	3
(2)	公益上の理由 (表3)	3
2	転用を目的とする解除	5
(1)	「指定の理由の消滅」による解除 (表4)	5
(2)	「公益上の理由」による解除	8
(3)	その他留意事項	9
III	解除の手続	11
1	事前相談	11
2	申請者の資格と申請書受理の要件	13
(1)	申請者の資格	13
(2)	申請書受理の要件	13
3	申請書類	14
(1)	申請書	14
(2)	その他の書類 (表5)(表6)	14
(3)	添付書類の簡素化等	14
(4)	申請部数	15
(5)	申請場所	15
4	申請書受理後の書類の流れ	23
(1)	大臣権限の解除	23
(2)	知事権限の解除	24
(3)	代替施設の設置等の確認	24
(4)	解除予定保安林の作業許可	24
(5)	解除の確定	24
5	事務処理期間	24
(1)	大臣の権限に係る解除事務	24
(2)	知事権限に係る解除事務	25
6	国有林の解除手続	25
IV	保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準 (表7～表13)	27

V	保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者 ----- (表 1 4) -----	4 3
VI	様式及び記載例 -----	4 6

凡 例

1. 関係法令及び通知等とその略称

法…森林法（昭和26年法律第249号）

令…森林法施行令（昭和26年政令第276号）

規則…森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）

様式告示…森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件
（昭和37年農林省告示第851号）

処理基準…森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について
（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）

基本通知…保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて
（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）

手続通知…保安林の指定の解除に係る事務手続について
（令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知）

様式通知…保安林指定調書等の様式について
（令和5年3月23日付け4林整治第2041号林野庁長官通知）

2. 説明中の法令等の条項は、次のように略記した。

例 法34①3号…森林法第34条第1項3号

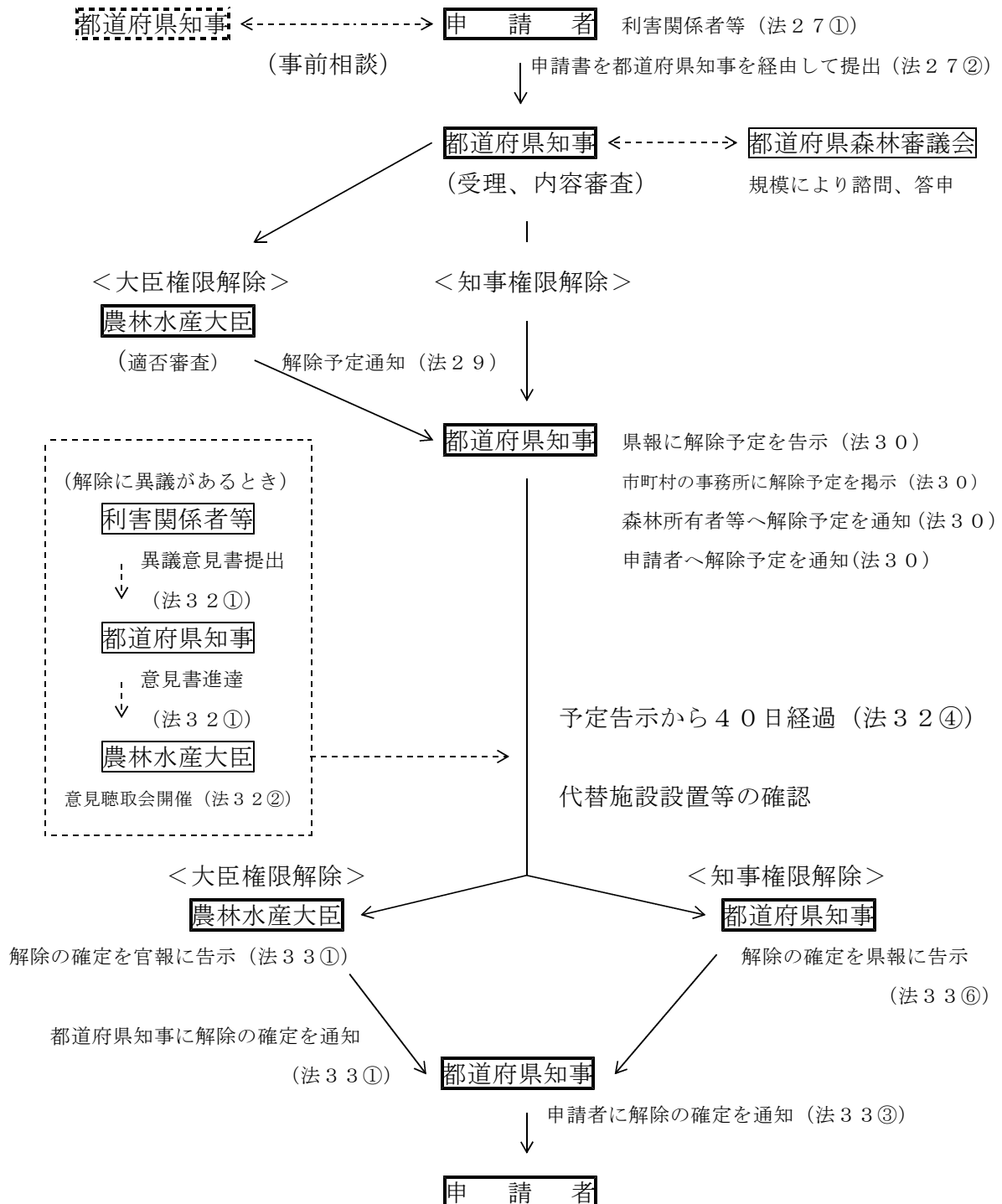
I 解除事務の流れと解除の権限

1 解除事務の流れ

保安林は、その権限を有する農林水産大臣（以下「大臣」という。）又は都道府県知事（以下「知事」という。）がその必要を認めれば解除することができます。また、利害関係を有する地方公共団体の長又は直接の利害関係者（以下「利害関係者等」という。）からこれを申請することもできます（法26、26の2、27）。

保安林の解除について、まずは福島県農林事務所（2ページ）へご相談ください。

表1 保安林解除事務の流れ



○ 福島県農林事務所一覧

農林事務所	所管市町村	住所・電話番号
県北農林事務所 (森林林業部)	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-2639 FAX 024-521-2851
県中農林事務所 (森林林業部)	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 TEL 024-935-1373 FAX 024-935-1389
県南農林事務所 (森林林業部)	白河市、東白川郡、 西白河郡	963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1 TEL 0247-33-2124 FAX 0247-33-6949
会津農林事務所 (森林林業部)	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 TEL 0241-24-5737 FAX 0241-24-5748
南会津農林事務所 (森林林業部)	南会津郡	967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-5381 FAX 0241-62-5387
相双農林事務所 (森林林業部)	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL 0244-26-1179 FAX 0244-26-1216
いわき農林事務所 (森林林業部)	いわき市	970-8026 いわき市平字梅本15 TEL 0246-24-6198 FAX 0246-24-6179

2 解除の権限

保安林の解除の権限は、国有林の保安林及び重要流域（下注※印）における民有林の1～3号保安林については大臣、重要流域における民有林の4号以下保安林及び重要流域以外の民有林の保安林については知事が有しています（表2）（法26、法26の2）。

表2 解除権限の区分

保安林の指定目的		森林区分		国有林
		重要流域	重要流域以外	
1	水源のかん養	農林水産大臣	知 事	農林水産大臣
2	土砂の流出の防備			
3	土砂の崩壊の防備			
4	飛砂の防備			
5	風害の防備 水害の防備 潮害の防備 干害の防備 雪害の防備 霧害の防備			
6	なだれ又は落石の危険の防止			
7	火災の防備			
8	魚つき			
9	航行の目標の保存			
10	公衆の保健			
11	名所又は旧跡の風致の保存			

※ 福島県内の重要流域以外の地域は、請戸川から夏井川までの流域です。

II 解除の要件

保安林は、保全対象を考慮して重要な森林を保全するために指定されておりますので法で認めている解除の理由は、「保安林の指定理由が消滅したとき」、「公益上の理由により必要が生じたとき」の2つの場合のみに限られています。（法26、26の2）

「保安林の指定理由が消滅したとき」、「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、どのようなときかを次に示します。（処理基準第2の1、基本通知第2の1）

1 解除理由

(1) 指定の理由の消滅

次のいずれかに該当するとき。

ア 受益の対象が消滅したとき

例えば、鉄道を保全するためのなだれ防止保安林において鉄道が廃線された場合等がこれに該当します。

イ 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき

例えば、海岸侵食による森林の滅失等がこれに該当します。

ウ 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき

エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき

(2) 公益上の理由

次に掲げる事業の用に供する必要が生じたとき。

ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの

イ 国等以外の者が実施する事業のうち、表3に掲げる事業に該当するもの

ウ ア又はイに準ずるもの

表3 国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正2年法律第16号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業

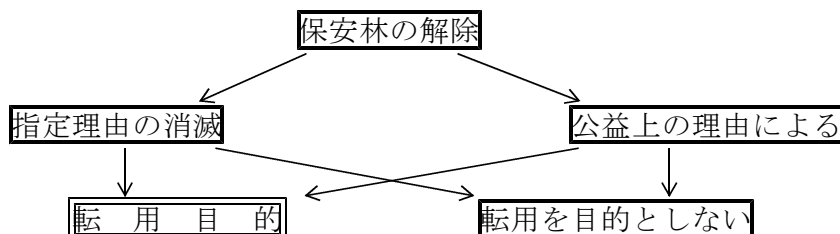
6	軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和27年法律第231号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設に関する事業
15	放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物に関する事業（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
19	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを経営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による継続保護事業の用に供

	する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法(昭和23年法律第205号)による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による火葬場に関する事業
24	と畜場法(昭和28年法律第114号)によると畜場又は化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の処分(再生を含む。)に係るものに限る。)に関する事業
26	卸売市場法(昭和46年法律第35号)による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業
28	鉱業法(昭和25年法律第289号)第104条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第105条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第50条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

2 転用を目的とする解除

1の(1)又は(2)による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること(以下「転用」という。)を目的とする解除(以下「転用解除」という。)については、次に掲げる要件を備えなければなりません。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努める必要があります。



(1) 「指定の理由の消滅」による解除

ア 級地区分

表4の第1級地に該当する保安林については、原則として、解除は行いません。

同表の第2級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況及

び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合に限って転用解除を行います。

表4 転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	<p>次のいずれかに該当する保安林</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年）を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。） 2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの 3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの 4 海岸に近接して所在するものであつて、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあつては250メートル未満）であるもの 5 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの
第2級地	第1級地以外の保安林

- (注) 1 治山事業の施行地については、特に国土保全等公益を確保する上で厳正な取扱いを必要とするものであり、当該施行地が介在する保安林については、転用を極力避けること。
- 2 海岸に近接して所在する保安林は、その立地特質等からして多様な役割を果たすことが期待されているものであり、また、その林帯幅が縮減又は分断された場合には全体として機能の減退をもたらすこととなることから、原則として解除を行わないものとし、第1級地の林帯幅以上の保安林にあつても転用は極力避けること。

イ 用地事情

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他の適地を求めることができない、又は著しく困難であること。ただし、都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の地方公営企業をいう。）

を含む。)が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの(以下「製造場整備事業」という。)のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、これを適用しないものとする。この場合において、知事は、保安林の指定を解除したときは、製造場整備事業の区域(以下「整備事業区域」という。)内において残置し、又は造成した森林を保安林に指定するものとし、法第25条第1項の規定に基づく保安林の指定が必要なときには、法第27条第1項の規定に基づき大臣に申請するものとする。

- (ア) 製造場整備事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
- (イ) 製造場整備事業が、既に整備された製造場(以下「既存製造場」という。)を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業(以下「既存事業」という。)と一体的に実施されるものであること。
- (ウ) 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。
- (エ) 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること。
- (オ) 既存事業の区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- (カ) 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
- (キ) 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の35%以上確保されるものであること。

ウ 面積

転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- (ア) 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- (イ) 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

エ 実現の確実性

次の事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

- (ア) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- (イ) 事業等を実施するもの(以下「事業者」という。)が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- (ウ) 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- (エ) (イ)及び(ウ)の土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分(以下「許認可等」という。)を必要とする場合には、当該許

認可等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。なお、許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含まれます。

(オ) 事業者当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

オ 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができると認められるものであること。

カ その他の満たすべき基準

(ア) 転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられることについて、Ⅲの4の(3)の規定による知事の確認があること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

なお、代替施設の設置等によって指定理由が消滅したものとして行う保安林の転用解除は、当該保安林の機能が施設の設置等により代替補完できる場合に限られるものであることから、風致保安林及び固有の優れた景観を形成する等のため指定された保健保安林への適用は困難であり、魚つき保安林、航行目標保安林、についても明確な説明が必要となる。

(イ) (ア) の代替施設の設置等については、「Ⅳ 保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準」に適合するものであること。

(ウ) (イ) のほか、事業等に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺的环境保全等については、「Ⅳ 保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準」に適合するものであること。

(エ) 転用に係る保安林の面積が、5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

(2) 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

ア 級地区分

表4の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地については、(1)のアを準用するものとする。

イ 用地事情

(1)のイを準用するものとする。

ウ 面積

(1)のウを準用するものとする。

エ 実現の確実性

(1)のエを準用するものとする。

オ その他の満たすべき基準

(1)のオを準用するものとする。

② ①以外の場合

ア 級地区分

①のアを準用するものとする。

イ 用地事情

(1)のイを準用するものとする。

ウ 面積

(1)のウを準用するものとする。

エ 実現の確実性

(1)のエを準用するものとする。

オ 利害関係者の意見

(1)のオを準用するものとする。

カ その他の満たすべき基準

(1)のカを準用するものとする。

(3) その他留意事項

ア 事業区域について

事業区域は、転用解除に直接的に関連する森林、緑地その他の土地であって、当該転用解除に当たっての残置森林等の割合、配置等の基準の適用及び代替施設の設置等の確認を行う対象区域であり、事業終了後も事業者に対し残置森林等の適正な保全、必要な森林施業の実施等善良な維持管理を義務付けるものであることから、事業者がそれらの土地の全てについて所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得している、又はその権利の取得若しくは当該土地の所有者等から使用の同意を得ることができる区域である。

イ 残置森林等の適正な管理等について

事業区域内の残置森林及び造成森林は、その目的等からして将来にわたって厳正に保全・管理し、機能の維持増進を図るべきものであることから、事業者は市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について努めなければならない。

ウ 代替保安林等の指定について

転用解除に伴う代替保安林等の指定は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来すことがないよう代替施設の設置と併せて措置する必要がある場合に指定されるものであり、この取扱いについては、次によるものとする。

(ア) 水源かん養保安林の転用解除に係る代替保安林の指定は、受益の対象及び保安林配備の状況、森林現況等に配慮して、同一の単位区域内の森林を対象として行うものとする。ただし、転用に係る保安林の面積が小さく、かつ、貯水池又は導水路の設置等水の確保の措置が適切に講じられる場合には、この限りでない。

(イ) 生活環境の保全・形成等の目的で指定された保健保安林の転用解除に係る代替保安林の指定は、周辺の土地利用及び保安林配備の状況、当該森林の現況等に配慮して、原則として受益の対象がおおむね同一の区域の森林を対象として行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外であって、大規模な森林の開発転用に際して生活環境の保全・形成等の機能を確保するため必要があると認められる場合には、当該事業区域の周辺部等に保健保安林等が適切に配備されるよう努めるものとする。

(エ) 利害関係者の同意等の的確な把握について

転用解除は、実現の確実性及び利害関係者の意見がより重要となるものであることから、転用解除の申請があった場合には、用地の取得状況、許認可等の見通し、事業者の信用、資力等事業実施の確実性について厳正に審査するとともに、直接の利害関係者の同意の有無、地域住民の動向等についても的確に把握するものとする。

Ⅲ 解除の手続

1 事前相談

転用を目的とした保安林の指定の解除の申請（以下「保安林解除申請」という。）をしようとする事業者は、その申請に先立ち、申請する内容が前記の解除の要件に該当するか申請者の資格があるか等について、予め農林事務所へ御相談ください。要件等に該当しないのに申請書を作成することによる手戻りで、時間や経済的損失を生じさせないためです。

要件等に該当する場合、保安林の指定の解除の申請については、事業箇所や事業計画が確定した段階で、事業者の責任で行うことが可能です。この際、書類や解除要件に不備があった場合は却下や解除不可となることから、事業者は申請に先立ち、書類の記載内容や事務の進め方等について、書類の提出先となる農林事務所と任意で事前の相談（以下「事前相談」という。）を行うことができます。

事前相談は、次により行うものとします。

(1) 事前相談の手続の流れや対象項目等

ア 事前相談では、事業者から相談事項と具体的な相談内容を示していただき、農林事務所からその内容に応じて該当する法令や通知のほか、本手引きの内容を紹介しつつ説明する形となります。具体的には、転用の目的、開発行為の態様及び規模、事業の実施時期その他の事案の内容とともに、解除の要件等に係る具体的な相談項目について十分お聴きした上で、保安林解除申請の手続の流れ、申請書類の作成要領その他留意すべき事項等について説明します。

イ 事前相談は、別紙様式1を参考として書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）により行うものとします。ただし、事業者からの情報提供にとどまるものについては、この限りではありません。

(2) 事前相談の回答に要する期間

事前相談の都度、内容に応じて口頭又は2週間以内を目途に書面により回答を行います。ただし、事業者から申請前に申請書類の形式の確認を依頼された場合は、30日以内を目途にその補正項目を助言することとします。これらの期間内に回答が困難な場合は、事業者に対してその理由及び回答の時期の見通しをお示しするようにします。

なお、回答に対する事業者からの応答は、任意です。

事前相談申出書

提出日： 年 月 日

相談者	住所：				
	氏名：				
	連絡先：				
事業者	住所：				
	氏名：				
保安林の 所在場所	市 郡	町 村	大字 字 番地		
保安林の 森林所有者					
事業計画 区域面積	h a	うち保安林 面 積	h a		
転用の目的					
関係法令の 許認可状況					
対象項目	<input type="checkbox"/> 解除の要件について <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <input type="checkbox"/>級地区分 <input type="checkbox"/>面積 <input type="checkbox"/>利害関係者の意見 <input type="checkbox"/>代替施設、残置森林について </td> <td style="padding: 0 5px;"> <input type="checkbox"/>用地事情 <input type="checkbox"/>実現の確実性 </td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 級地区分 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 利害関係者の意見 <input type="checkbox"/> 代替施設、残置森林について	<input type="checkbox"/> 用地事情 <input type="checkbox"/> 実現の確実性
<input type="checkbox"/> 級地区分 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 利害関係者の意見 <input type="checkbox"/> 代替施設、残置森林について	<input type="checkbox"/> 用地事情 <input type="checkbox"/> 実現の確実性				
	<input type="checkbox"/> 申請書類の作成について <input type="checkbox"/> その他()				
相談内容	(必要により継紙等を使用)				
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 事業計画図 <input type="checkbox"/> その他 ()				

2 申請者の資格と申請書受理の要件

(1) 申請者の資格（法27①）

ア 地方公共団体の長（知事、市町村長）

県の地方事務所が知事名で申請する場合は、管轄する農林事務所を経由してください。

イ 保安林の解除に直接の利害関係を有する者

(ア) 保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当するものとされています。（処理基準第2の2（1）ア、基本通知第2の2（1）ア）

a 保安林の解除に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

b 保安林の解除により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

なお、「保安林の解除により直接利益を受ける者」については、「V 保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者」を基本的な考え方とし、現地の実態も踏まえながら適切に対処します。

(イ) 保安林の解除に直接の利害関係を有する者であるか否かについては（ア）に基づき次に掲げる書類により判断します。（処理基準第2の2（1）イ、基本通知第2の2（1）ウ）

① 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

a 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

(a) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）

(b) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該申請の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類

b 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類

② 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

(2) 申請書受理の要件

前記の申請資格が認められ、IIの解除の要件に適合し、申請書等の必要書類が正確

にまとめられていることが確認できれば申請書を受理して内容の審査に入ります。書類に不備がある場合は受理できませんので補正してください。補正することができないものであるときは、当該申請を却下します。

3 申請書類

(1) 申請書

申請書の様式は様式告示で定められており、この手引きの48ページにあります。

(2) その他の書類

申請書及び申請書に添付する書類は表5「申請書類一覧表」によるものとし、表中の事業計画書、代替施設計画書及び関連する図面の記載方法は「VI 様式及び記載例(記載方法)」のとおりです。

なお、転用に係る保安林解除申請の書類の編さん順序については、表6「転用に係る保安林解除の進達書類等の編さん順序」によるものとします。

(3) 添付書類の簡素化等

申請書の添付書類等については、表5によるほか、次に定めるところにより簡素化をすることができます。

ア 令第2条の3に定める規模以下の事業のうち、「公益上の理由」によるものであって、土地の形質を変更する行為の態様等が軽微であると認められるもの（盛土高が1.5m以下で、事業区域で土量のバランスがとられているもの）に係る保安林解除申請については、次によることを認めるものとする。

(ア) 縦横断面図は、それぞれの標準的な切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面図（法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。）とする。

(イ) 現況写真は、全景の写真のみとする。

イ 国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が事業者となる事業であって、「公益上の理由」によるものに係る保安林解除申請については、当該事業等に係る利害関係者の意見の添付を要しないものとする。

ウ 国等又は東日本高速道路株式会社が事業者となる事業に係る保安林解除申請又は規則第5条に定める事業に係る保安林解除申請については、資金の調達方法を証する書類の添付を要しないものとする。

エ 全体計画に基づき期別実施計画に従って保安林解除申請を継続して行おうとする場合であって、初回の申請の際、全体計画及び当該申請に係る実施計画の内容について審査を了し、都道府県森林審議会の意見を聴いたものについては、第2回目以降の申請に係る用地事情等の解除の要件の審査及び審議会への諮問は省略することができるものとする。ただし、当該実施計画の内容が全体計画と異なることとなる場合は、この限りでない。

オ 市町村が事業者となる事業に係る保安林解除申請については、当該市町村の長の同意書の添付を要しないものとする。

カ 専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係る保安林解除申請については、次に掲げる書類の添付を要しないものとする。

書類等の名称	備 考
事業計画書関係	
事業等に要する資金等に関する書類 縦横断面図 土量計算書 土捨場平面図 土捨場容量計算書	
代替施設計画書関係	
事業等に要する資金等に関する書類 代替施設安定計算書 排水計画平面図 排水施設流量計算書 流出土砂貯留施設平面図 流出土砂貯留施設計算書 集水区域図 構造図	土工定規図を含む。
申請者に関する書類	
直接利害関係者の証書	例えば、土地登記簿謄本、土地売買契約書、土地売買契約書の写し、証書、固定資産台帳証明書、土地等に対する権限を有する証明書等
解除要件を備えていることを確認できる書類	
利害関係者の意見のうち直接利害関係者の同意書	土捨場用地の使用承諾を含む。

(4) 申請部数

申請は、申請書（正副2通）に、図面（大臣への申請では3部、知事への申請では2部）を添えて行います。

(5) 申請場所

申請書類は、解除を計画している保安林が所在する農林事務所へ提出することとなります。

表5 申請書類一覧

書類等の名称	留意事項	転用目的の解除			転用を目的としない解除	
		添付書類の簡素化等カ(専ら道路※3)の対象の場合	添付書類の簡素化等ア～オ(専ら道路以外)の対象の場合	その他		
保安林解除申請書	「VI 様式及び記載例」に様式を掲載	○	○	○	○	
保安林解除図(位置図及び区域図)	「VI 様式及び記載例」の「2 保安林解除申請書及び事業計画関連図面等の記載方法」を参照	○	○	○	○	
事業計画書関係						
事業計画書	「VI 様式及び記載例」の「1 事業計画書の記載方法」を参照	○	○	○	—	
事業等に要する資金等に関する書類		—	○	○	—	
事業計画図	「VI 様式及び記載例」の「2 保安林解除申請書及び事業計画関連図面等の記載方法」を参照	○	○	○	—	
現況図		△	△	△	—	
現況写真及び写真撮影位置図		○	○ ※添付書類の簡素化等アは、全景の写真のみ	○	○	
縦横断面図		—	○ ※添付書類の簡素化等アは、標準断面図	○	—	
構造図		—	○	○	—	
土工定規図(標準断面図)		—	○	○	—	
土量計算書		切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。	—	○	○	—
土捨場位置図			—	○	○	—

書類等の名称	留意事項	転用目的の解除			転用を目的としない解除
		添付書類の簡素化等カ (専ら道路※3)の対象の場合	添付書類の簡素化等ア～オ (専ら道路以外)の対象の場合	その他	
土捨場平面図、縦断面図	「VI 様式及び記載例」の「2 保安林解除申請書及び事業計画関連図面等の記載方法」を参照	—	○	○	—
土捨場容量計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。	—	○	○	—
面積計算図	「VI 様式及び記載例」の「2 保安林解除申請書及び事業計画関連図面等の記載方法」を参照	○	○	○	○
面積計算書	取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。	○	○	○	○
工事工程表		○	○	○	—
代替施設計画書関係					
代替施設計画書	「VI 様式及び記載例」の「3 代替施設計画書の記載方法」を参照	○	○	○	—
事業等に要する資金等に関する書類		—	○	○	—
代替施設計画図	「VI 様式及び記載例」の「4 代替施設関連図面の記載方法」を参照	○	○	○	—
代替施設安定計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	—	○	○	—
排水施設平面図	「VI 様式及び記載例」の「4 代替施設関連図面の記載方法」を参照	—	○	○	—
排水施設流量計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	—	○	○	—

書類等の名称	留意事項	転用目的の解除			転用を目的としない解除
		添付書類の簡素化等カ (専ら道路※3)の対象の場合	添付書類の簡素化等ア～オ (専ら道路以外)の対象の場合	その他	
流出土砂貯留施設平面図	「VI 様式及び記載例」の「4 代替施設関連図面の記載方法」を参照	—	○	○	—
流出土砂貯留施設計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	—	○	○	—
洪水調節施設等平面図		○	○	○	—
洪水調節施設等計算書	取りまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。	○	○	○	—
集水区域図	「VI 様式及び記載例」の「4 代替施設関連図面の記載方法」を参照	—	○	○	—
構造図	「VI 様式及び記載例」の「2 保安林解除申請書及び事業計画関連図面等の記載方法」を参照	—	○	○	—
土工定規図 (標準断面図)		—	○	○	—
工事工程表		○	○	○	—
許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可等証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る事業又は代替施設の設置について許認可を必要とする場合に限る。 ・環境アセスメントの実施状況も含む。 ・申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類とする。 ・申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類とする。 	△	△	△	—

書類等の名称	留意事項	転用目的の解除			転用を目的としな い解除
		添付書類の簡 素化等カ (専ら道路 ※3)の対象 の場合	添付書類の簡 素化等ア～オ (専ら道路以 外)の対象の 場合	その他	
申請者に関する書類					
(法人) 法人登記事項証明書	・法人の登記事項証明書に準ずるもの については、法人が実在することを 証明するために必要な情報（法人の 名称及び所在地並びに法人番号）を 記載した書類又はその写しとする。 また、類するものは公的機関が発行 した氏名及び住所が記載された書類 又はその写しとする。	△	△	△	△
(法人でない団体) 代表者の氏名並びに規 約その他当該団体の組 織及び運営に関する定 めを記載した書類	(添付例) ・定款 ・営業報告書	△	△	△	△
(個人) ・住民票の写し ・個人番号カード (表面)の写し ・上記に類するもの であって氏名及び住 所を証する書類	・いずれか一つを添付	△	△	△	△
直接利害関係者の証書	(添付例) ・土地登記簿謄本 ・土地売買契約書 ・固定資産台帳証明 ・土地等に対する権限を有する証書 等	—	○	○	○

書類等の名称	留意事項	転用目的の解除			転用を目的としな い解除
		添付書類の簡 素化等カ (専ら道路 ※3)の対象 の場合	添付書類の簡 素化等ア～オ (専ら道路以 外)の対象の 場合	その他	
資力及び信用があることを証する書類					
資金計画書		○ ※4	○ ※4	○ ※4	—
資金の調達について証 する書類	自己資金により調達する場合は、預金 残高証明書 融資により調達する場合は、融資証明 書 等	○ ※4	○ ※4 ※添付書類の 簡素化等ウは添 付不要	○ ※4	—
法人の財務状況や経営 状況を確認できる書類	(添付例) ・貸借対照表 ・損益計算書	△	△	○	—
納税証明書		△	△	○	—
事業経歴書	必要に応じ、一定の期間を定め、その 期間内の経歴とすることができる。	△	△	○	—
融資決定が転用を目的 とした保安林の指定の 解除後となる場合等当 該書類が提出困難な場 合に提出する書類	・代替施設の設置等に係る部分の資金 の調達に係る預金残高証明書 等 ・上記が困難な場合、申請時に金融機 関から関心表明書を提出させ、代替 施設の設置等着手前に融資証明書の 提出 等	△	△	△	—
必要な能力があることを証する書類					
建設業法許可書（土木 工事業）		△	△	○	—
事業経歴書	必要に応じ、一定の期間を定め、その 期間内の経歴とすることができる。	△	△	○	—
預金残高証明書		△	△	○	—
納税証明書		△	△	○	—

書類等の名称	留意事項	転用目的の解除			転用を目的としない解除
		添付書類の簡素化等カ (専ら道路※3)の対象の場合	添付書類の簡素化等ア～オ (専ら道路以外)の対象の場合	その他	
事業実施体制を示す書類	職員数、主な役員・技術者名等	△	△	○	—
規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況も含む。 ・必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の実績とすることができる。 	△	△	△	—
申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合に提出する書類	申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力を記載した書類を提出させ、代替施設の設置等の着手前に正規の確認書類を提出することについての確約書の提出 等	△	△	△	—
解除要件を備えていることを確認できる書類					
級地区分に係る書類	当該地の傾斜度を測定した図面等	○	○ ※添付書類の簡素化等エ	○	—
用地事情に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・転用に係る事業について具体的に示されている公的土地利用計画（法定外の計画を含む） ・必要に応じて、転用に係る事業が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類 ・その土地以外に適地を求めることができないことを示す書類 	○	○ ※添付書類の簡素化等エ	○	—
面積に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・転用に係る土地の面積が、必要最小限度である根拠を示す書類 ・転用に係る事業が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合は、当該法令等 	○	○	○	—

書類等の名称	留意事項	転用目的の解除			転用を目的としない解除
		添付書類の簡素化等カ (専ら道路※3)の対象の場合	添付書類の簡素化等ア～オ (専ら道路以外)の対象の場合	その他	
実現の確実性に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> 当該保安林の土地の登記事項証明書、所有権、地上権、賃借権その他の権利を証する書類 当該保安林と併せて使用する土地がある場合、当該土地に関する上記書類 	—	○	○	—
利害関係者の意見	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類 直接利害関係者の範囲を示す図面等 直接利害関係者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類（土捨場用地の使用承諾を含む。） 直接利害関係者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等は、説明会を開催した上で、地区の代表者等の同意等を証する書類の添付で代替することもできる。 <p>※「VI 様式及び記載例」に様式を掲載</p>	○ (市町村長の同意のみ)	○ ※添付書類の簡素化等イは添付不要 ※添付書類の簡素化等オは市町村長の同意添付不要	○	○

留意事項

- ※1 ○印…添付を要するもの、△印…必要に応じ添付するもの、—印…添付を要しないもの（省略しても解除の要件の判断が可能な場合は省略可）。
- ※2 解除の案件によっては書類等の追加を必要とする場合もある。
- ※3 「専ら道路の場合」とは、国又は地方公共団体もしくは森林整備センターが行う専ら道路（高速自動車道は除く）の新設又は改築に係るものをいう。
- ※4 事業計画及び代替施設設計書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。

表6 転用に係る保安林解除の進達書類等の編さん順序

編さん順序	書類等の名称	留意事項	関係法令等
1	保安林解除申請書		規則第48条第1項柱書 様式告示12
2	保安林解除図		規則第48条第1項第1号 様式告示12 基本通知第2の2の(1)のイ
3	事業計画書	(1) 図面袋には在中の図面の種類、枚数等を記入すること。	規則第48条第2項第1号 処理基準第2の2の(1)のウ 基本通知第2の2の(1)のエの(ア)
4	代替施設計画書	(1) 図面袋には在中の図面の種類、枚数等を記入すること。	規則第48条第2項第2号 処理基準第2の2の(1)のエ 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)
5	許認可関係書類		規則第48条第2項第3号 処理基準第2の2の(1)のオ 基本通知第2の2の(1)のエの(ウ)
6	申請者に関する書類		規則第48条第1項第2号及び第2項第4号 処理基準第2の2の(1)のイ、カ 基本通知第2の2の(1)のウ、エの(エ)
7	資力及び信用があることを証する書類		規則第48条第2項第5号 処理基準第2の2の(1)のキ 基本通知第2の2の(1)のエの(オ)
8	必要な能力があることを書する書類		様式告示12 処理基準第2の2の(1)のク 基本通知第2の2の(1)のオ
9	解除要件を備えていることを確認できる書類		基本通知第2の2の(1)のカ

4 申請書受理後の書類の流れ (表1 保安林解除事務の流れ参照)

(1) 大臣権限の解除

ア 国への進達 (法27③)

知事は申請に係る保安林が大臣権限に属するものについては、内容を審査し、意見書等を添付して(森林審議会に諮問した場合はその答申書等を添付して)大臣に進達します。

森林審議会に諮問するのは、地方公共団体以外が転用するもので、1ヘクタール以上の解除を行う場合です(法26の2③、基本通知第2の2(7)イ)。

イ 国での審査

国では、申請内容を審査し必要に応じ林政審議会に諮問することができます(法26③)。

ウ 予定告示 (法30)

国は審査後、その結果により保安林の解除の予定を知事へ通知します。知事は、告示(以下、「予定告示」という。)を行い関係者に通知します。

(2) 知事権限の解除（法30の2）

知事は、内容を審査し、森林審議会へ諮問する必要のあるものは諮問後予定告示を行い関係者に通知します。

(3) 代替施設の設置等の確認

ア 知事は、転用に係る保安林解除について、予定告示の日から40日を経過した後（異議意見書の提出があったときは意見聴取後、予定告示の内容に変更がない場合）に事業者に対し、代替施設の設置を速やかに講じるよう指導を行い、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行います。

イ アの確認は、次のものについて行うものとします。

(ア) 指定理由の消滅による解除

(イ) 公益上の理由による解除であって、令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、以下に該当しないもの

a 国又は地方公共団体が行う場合

b 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

c 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で規則第5条に定めるものの施行として行う場合

(4) 解除予定保安林の作業許可

(3)の代替施設の設置については、解除予定保安林において法第34条第2項に定める作業許可の申請手続き後に着手することが可能です。

なお、作業許可の申請等については別に定める「福島県保安林内作業許可の手引き」によるものとします。

(5) 解除の確定

転用解除の場合は(3)の確認を了した後、それ以外の場合は、予定告示の日から40日を経過した後（意見書の提出があったときは意見聴取後）に解除の確定がなされます。

保安林の指定の解除は、法33条①の告示によってその効力を生じます（法33②）。

知事は解除確定の通知を大臣から受けたとき、又は、知事権限の解除予定保安林について確定告示を知事自ら行ったときは、その内容を森林所有者、申請者等に通知します（法33③、⑥）。

5 事務処理期間

(1) 大臣の権限に係る解除事務

知事が申請書を受理してから大臣に進達するまでの標準処理期間は60日以内とされており、大臣が受理してから解除予定通知を施行するまでの標準処理期間は90日以内とされています。知事が大臣から予定通知を受理してから予定告示を行うまでの標準処理期間は14日以内とされています。さらに予定告示後国の確定告示が出るまで、数箇月かかることがあります。

(2) 知事権限に係る解除事務

解除事務を処理すべき本庁の課若しくは出先機関が、申請書を受理してから予定告示を行うまでの標準処理日数は90日とされています。(福島県許認可等事務に係る標準処理日数に関する事務取扱要領(平成9年6月25日付け9森土第285号))

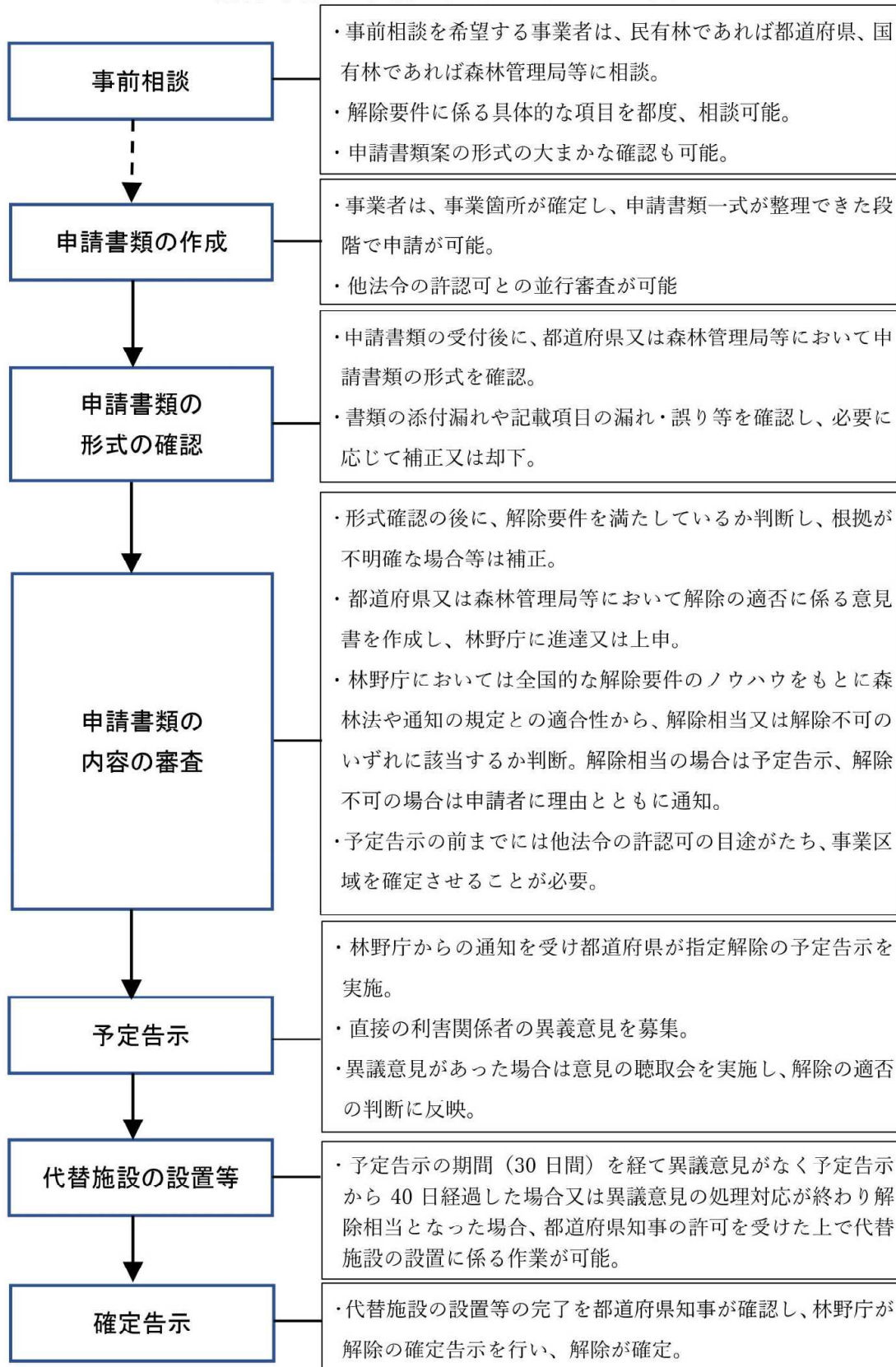
ただし、県の処理日数には、申請の文書の不備その他の理由により申請者が申請の文書の補正等に要する日数、及び福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)に規定する県の休日の日数は含みません。

6 国有林の解除手続

国有林保安林の解除は、国の機関が行います。ただし、原則的な取扱いは次のように定められています。

森林管理局長は、所轄の国有林(国庫帰属森林、官行造林地を含む)について保安林の解除が必要と認めたときは、必要な調査を行い、解除について知事の意見を付して農林水産大臣に上申するものとされています(「森林管理局長が行なう保安林及び保安施設地区の指定、解除等について、昭和45年8月8日付け45林野治第1552号第1(1)(3))。

＜ 解除申請の事務の大まかなフロー図 ＞(※大臣権限の場合)



(注) ・福島県の場合、窓口は農林事務所となります。
 ・規模により、福島県森林審議会に諮問します。

IV 保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準

第1 基準

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）については、次の全ての基準に適合するものであること。

- 1 事業等に係る保安林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- 2 事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないものであって、事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該事業等に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。
- 3 事業等に係る保安林の現に有する水源の涵養^{かん}の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 事業等に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

第2 技術的細則

1 災害を発生させるおそれに関する事項

第1の1については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 土砂の移動量

事業等が原則として現地形に沿って行われること及び事業等による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。

なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減すること。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

(2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行っ

た後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

- (ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- (イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- (ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。
- (エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

- (ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- (イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。
- (ウ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

- (ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- (イ) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。
- (ウ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。
- (エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

- (ア) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- (イ) 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

(3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

a 土質が表7の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

b 土質が、表7の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、aに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、aに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表7

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

イ 擁壁の構造は、次によるものであること。

(ア) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のイによるものであること。

(5) 土砂流出防止の措置

事業等に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（事業者が、所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、事業等に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア えん堤等の容量は、次の（ア）及び（イ）により算定された事業等に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

（ア）事業等の施行期間中における流出土砂量は、事業等に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合にあっては200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合にあっては600立方メートル、それ以外の場合にあっては400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

（イ）事業等の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、林野庁長官が別に定める「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通知）によるものであること。

エ 「災害が発生するおそれがある区域」については、表8に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の（ア）及び（イ）を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。

なお、表8に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については、「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

（ア）山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 8

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法 (明治30年法律第29号)
災害危険区域	建築基準法 (昭和25年法律第201号)
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領 (平成18年7月3日付け18林整治第520号林野庁長官通知)
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

カ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について事業等に関する計画書及び代替施設の設置に関する計画書に必要な事項を記載すること。

(6) 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の a 及び b により、流量は原則として Manning 式により求められていること。

a 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hour)

A : 集水区域面積 (ha)

b 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

(a) 流出係数は、表9を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表9の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

(b) 設計雨量強度は、(c)による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

(c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表10を参考として用いられていること。

表 9

地表状態 \ 区 分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表 1 0

流 域 面 積	単 位 時 間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

(イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。

(ウ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講じられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう、併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

(7) 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合については、事業等に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、都道府県ごとの状況も踏まえ、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出又は崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

エ 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもち

って洪水調節池の設置に代えることができる。

オ 2の規定に基づく洪水調節池の設置を併せて行う必要がある場合、本項及び2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

(8) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

(9) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(6)のア並びに(7)のア及びイによるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

(10) 仮設防災施設の設置等

事業等の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(11) 防災施設の維持管理

事業等の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

2 水害を発生させるおそれに関する事項

第1の2については、次の全ての基準に適合するものであること。

- (1) 洪水調節容量は、当該事業等を実施する森林の下流において当該事業等に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、1の(7)のアによるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、1の(7)のアによるものであること。

- (2) 当該事業等に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該事業等に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該事業等を実施する森林の下

流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該事業等による影響を最も強く受ける地点とする。ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

- (3) 余水吐の能力は、1の(7)のイによるものであること。
- (4) 洪水調節の方式は、1の(7)のウによるものであること。
- (5) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。
- (6) 1の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、1の(7)及び本項のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。
- (7) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(1)によるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。
- (8) 事業等の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- (9) 事業等の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項

第1の3については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を事業等の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講じられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

4 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

第1の4については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

事業等に係る保安林の区域に、事業等の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア 相当面積の残置森林等の配置が適切に行われることとは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるようにするとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表11の事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合によること。ただし、事業等に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（事業等に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、1の(1)及び表11に代えて表12に示す基準に適合するものであること。

また、残置森林等は、表11又は表12の森林の配置等により事業等の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表11又は表12に掲げる事業等の目的以外の事業等については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表11又は表12に準じて適切に措置されていること。

表 1 1

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30パーセント以下とする。

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント以上とする。(残置森林率はおおむね40パーセント以上)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上とする。(残置森林率はおおむね40パーセント以上)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね20パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に取り扱うことが適切でないことによるものである。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切上面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。
- 3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断するものとする。
- 4 「事業等の目的」について
 - (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
 - (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱うものとする。
 - (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニウム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。
 - (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
 - (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
 - (6) 上記表に掲げる以外の事業等の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場及び事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊

施設及びレジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る事業等の目的の基準を適用するものとする。

(7) 1事業区域内に異なる事業等の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの事業等の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね50メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

5 レジャー施設並びに工場及び事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

6 工場及び事業場の設置並びに住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。

7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園、緑地又は広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯又は緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

表 1 2

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とする。 3 1区画内の建物敷の面積はおおむね200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20パーセント以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。 また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1ヘクタールあたりおおむね1,000立方メートル以下とする。</p>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね70パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね60パーセント以上)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね40メートル以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40メートル以上)を配置する。</p> <p>3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね150万立方メートル以下とする。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね30パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林等を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林等を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注)

表11に同じ。

イ 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表13を基準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本から1,000本までの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表13

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

ウ 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

(2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、事業等に係る保安林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置

又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

(3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、事業等により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、事業等に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の事業等について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、事業等の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査する。

(4) 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、事業区域内の残置森林等については、原則として将来にわたって厳正に保全及び管理に努めるものとする。

また、事業区域内の残置森林等については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村に対しては、残置森林等が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。また、残置森林等の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る事業等の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って事業等を実施するものとする。

なお、別荘地の造成等事業等の完了後に売却、分譲等が予定される事業等における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどするものとする。

V 保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者

表 1 4

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	<p>1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林（以下この表において「当該森林」という。）の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。</p>
土砂流出防備保安林	<p>過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、たい積するおそれのある区域（当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
飛砂防備保安林	<p>当該森林の林帯方向における両端を通して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帯の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帯の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
防風保安林	<p>飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水害防備保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
潮害防備保安林	<p>1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波及び高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
干害防備保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当な権原を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
なだれ防止保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、堆積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
落石防止保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲息と繁殖に影響を与える海域等において、漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権原を有する者とする。

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
保健保安林	<p>1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃及び煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり、保安林の指定により直接利益を受ける者等に該当する者はいない。</p>
風致保安林	<p>名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。</p>

VI 様式及び記載例

(様式)

保安林解除申請書	-----	4 8
保安林解除図(位置図及び区域図)	-----	4 9
保安林解除同意書	-----	5 0

(記載方法)

1 事業計画書の記載方法	-----	5 1
2 保安林解除申請書及び事業計画書関連図面等の記載方法	-----	5 2
3 代替施設計画書の記載方法	-----	5 3
4 代替施設計画書関連図面の記載方法	-----	5 3

(記載例)

5 「公益上の理由」による場合の記載例		
保安林解除申請書	-----	5 4
保安林解除図(位置図)	-----	5 5
保安林解除図(区域図)	-----	5 6
事業計画図	-----	5 7
縦断図		(省略)
横断図	-----	5 8
現況写真	-----	5 9
事業計画書	-----	6 0
代替施設計画書	-----	6 4
他法令による許認可書写又は申請の状況を記載した書類		(省略)
事業決定通知書写		(省略)
登記事項証明書		(省略)
保安林解除同意書	-----	6 8
6 「指定理由の消滅」による場合(土石採掘用地の例)		
保安林解除申請書	-----	6 9
保安林解除図(位置図)	-----	7 0
保安林解除図(区域図)	-----	7 1
面積計算図	-----	7 2
事業計画図	-----	7 3
掘削平面図	-----	7 4
掘削縦断図	-----	7 5
掘削横断図	-----	7 6
集水区域図	-----	7 8
残土置場実測図	-----	(省略)
排水工構造図	-----	7 9
沈砂池構造図	-----	8 0

緑化工標準図	-----	80
防護柵構造図（H鋼）	-----	81
取付道路関係図	-----	（省略）
現況写真	-----	（省略）
事業計画書	-----	82
代替施設計画書	-----	87
設計書	-----	（省略）
排水施設計画総括表	-----	90
土砂流出防止施設計画総括表	-----	92
土量総括表	-----	94
構造物土量計算表	-----	（省略）
採掘量計算表	-----	95
採取計画認可書写	-----	（省略）
施工経費内訳書等	-----	96
資金関係書類	-----	97

その他資料（省略）

会社登記簿謄本、株式会社決算書、採石業者登録通知書、登記事項証明書
 土地売買契約書、土地所有者等の同意書

(様式)

保安林解除申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所
申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次の森林について、保安林の指定の解除をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

森林の所在場所						全面積		要解除 実測 面積	森林所有者の 氏名及び住所	備考
県	郡(市)	町(村)	大字	字	地番	台帳	実測			
福島						ha	ha	ha		

指定の解除の理由

施行体制

注意事項

- 1 指定の解除の理由は、具体的に記載してください。
- 2 面積は、小数第4位まで記載してください。
- 3 転用を目的として保安林の指定の解除をする場合において、規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）について環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を必要とするときには、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 4 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合は、施行体制を記載すること。施行体制については、事業等を実施する者（以下「事業者」という。）を記載するとともに、その事業者が事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において事業者が確定していない場合における当該事項の記入については、事業等に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

添付する保安林解除図（位置図及び区域図）は、次の様式によること。

保安林解除図 (位置図) (区域図)						
森林の所在場所	県	市 郡	町 村	大字	字	地番
(略)						

注意事項

1 位置図及び区域図共通

- (1) 図面の縮尺及び方位を記載すること。
- (2) 次の表の事項欄に掲げる事項については、同表の記号欄に掲げる記号を使用すること。

事項	記号	事項	記号
都道府県界	〈・〉—〈・〉—〈・〉—〈・〉—〈・〉	市郡界	-----
町村界	-----	大字界	— — — — —
字界	-----	地番界	—————
要解除地の 区域の境界線	(赤線) —————		

- (3) 要解除地は、赤色で薄く着色すること。

(参考様式)

保安林解除同意書

下記のとおり保安林の指定の解除について同意します。

令和 年 月 日

福島県知事 様

住所：

氏名：

記

1. 保安林の所在場所
2. 保安林の種類
3. 解除面積
4. 解除の目的

1 事業計画書の記載方法

記載事項	記載上の注意
1 転用の目的に係る事業又は施設の名称	特になし
2 事業者の氏名及び住所	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者（事業経営の主体であり、工事の請負者、受託者は含まない）が国の機関または地方公共団体である場合は、国の機関または地方公共団体の名称及びその事務所の所在地を記載する。 2 事業者が法人及び法人でない団体（部落、任意組合等）にあつては名称及び代表者の氏名を記載する。 3 事業者が法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載し、法人でない団体にあつては代表者の住所を記載する。
3 当該事業等の用に供するために当該保安林の土地を選定した理由	<p>事業対象地を保安林内に選定した理由を、事業の目的又は施設の性質等、全体計画と関連させて具体的に記載すること。長文になる場合は、別紙に、図面を示しながら選定経過等を含め簡明に記載し添付しても良い。まとめ方は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然的条件、地利的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。 2 当該事業区域は、極力保安林を避けて選定されたものであり、区域内に保安林が存在する等のために保安林を除外して事業計画をたてるのが著しく困難であること。 3 当該区域内の森林等を転用し、当該用途に利用することが、市町村振興計画等地域における公的な各種土地利用計画に適合していること。
4 事業者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況	事業に必要な土地について、土地を使用する権利について説明すること。（土地所有権は必ずしも所有権である必要はない）
5 事業等に要する資金の総額及びその調達方法	<p>総事業費、調達方法を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資金の全部又は一部が「自己資金」である場合は、預金残高証明書等を添付すること。 2 地方公共団体の場合は、議会の議決書の写し、又は収支予算書を添付すること。 3 事業会社等の法人にあつては、執行機関の意志決定を証する書類を添付すること。 4 資金の全部又は一部が借入金である場合は、これらの貸付機関の証明書（融資証明書等）を添付すること。 5 資金の全部又は一部が、補助金、助成金等である場合は、交付申請書又は交付決定通知書等の写しを添付すること。
6 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳	<ol style="list-style-type: none"> 1 一覧して項目ごとの金額の積算基礎を知ることができるように記載する。保安林部分とそれ以外に区分して記載する。 2 公共事業にあつては設計書（設計総括表、同明細書、単価表、数量計算書）をもって代えることができる。但しその場合は当該欄に別添設計書のとおりと附記すること。
7 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類の規模、構造及び所在	<p>予定月が決められている場合はその予定月を記載する。</p> <p>工事の工程については、工事の着手から完了に至るまでの全体の期間、種類ごとの工事の開始及び完了予定時期、種類ごとの工作物建設等の開始及び完了予定時期について図表を用いて記載する。保安林部分と全体部分が分かるように記載する。工程表は、下記に留意してまとめること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂貯留施設、土止柵工等の防災工事が先行するよう配慮されていること。 2 土工事については、できるだけ雨期をさけて行うよう配慮されていること。 3 施設の種類の規模、構造および所在については、詳細に記載する。なお、「所在」には、保安林の区域の内外の別を附記する。
8 その他参考となるべき事項	記載例の該当箇所参照

2 保安林解除申請書及び事業計画書関連図面等の記載方法

図面等の種類	明示すべき事項	注意事項
保安林解除図 (位置図及び区域図)	①都道府県界、②市郡界、③町村界、④大字界、⑤字界、⑥地番界、⑦事業区域界(黒太線)、⑧解除申請区域(区域の境界線は赤線とし、区域内を赤く薄く着色)、⑨解除申請地及びその隣接地の地番及び地目、⑩縮尺及び方位	1 公図上の道路(赤線)及び水路(青線)はそれぞれ茶色及び水色で薄く着色する。 2 区域図は原則として実測図とすること。 3 転用を目的とするものでない場合には、区域図は森林計画図の写しとすることができる。 4 位置図:縮尺 1/25,000 ~ 1/50,000 区域図:縮尺 1/500 ~ 1/5,000 5 図面は、原則として等高線が入ったものを使用すること。 ※「VI 様式及び記載例」に様式を掲載
面積計算図	①保安林界(藍)、②解除申請区域(赤く薄く着色)	1 縮尺 1/500 ~ 1/1,000 2 解除申請区域は三斜法又は座標法による。
現況図	①地形(1~2mの等高線)、②行政区界、③事業区域界(黒太線)、④保安林界(藍)、⑤解除申請区域(赤く薄く着色)、⑥他法令規制区域及びその名称、⑦土地利用現況(森林、農地、道路、宅地等)、⑧人家・公共施設等、⑨治山施設の位置、種類及び施工年度、⑩保安林の傾斜区分(25°未満、25°以上)、⑪添付写真の撮影位置及び方向	1 スキー場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般には省略してよい。 2 縮尺 1/500 ~ 1/2,000 3 図面は、原則として等高線が入ったものを使用すること。
現況写真及び写真撮影位置図	現況写真:全景及び部分とし、保安林区域及び解除予定区域を明示すること。 写真撮影位置図:事業計画図に写真撮影位置と写真撮影方向を明示すること。	
事業計画図	①地形(等高線入り)、②保安林界(藍)、③解除申請区域、④土地利用計画(施設の配置及び名称)、⑤法面の位置、形状、小段⑥切土、盛土の区分、⑦えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類及び規模等の代替施設の配置、⑧縦横断測点又は測線、⑨残置又は造成する森林の配置	1 縮尺 1/500 ~ 1/2,000 2 工種別(道路、排水施設等)に色別すること。 3 残土処理箇所についても同様に作成すること。 4 転用区域、関連区域を明示し、凡例を明示した事業施設の配置を明示すること。 5 事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。 6 図面は、原則として等高線が入ったものを使用すること。
縦断図	①測点、②区間距離、③追加距離、④地盤高、⑤計画高、⑥切土高、⑦盛土高、⑧勾配、⑨保安林解除の申請区間(赤)	1 縮尺〔水平〕1/1,000 ~ 1/2,000 〔垂直〕1/200 ~ 1/400 2 土砂等の採掘にあつては、年別掘削断面及び掘量計算表を示すこと。
横断図	①測点、②切土又は盛土高、③現地盤線、④計画地盤線及び勾配、⑤擁壁及び法面保護施設、⑥保安林解除の申請区間(赤)	1 縮尺 1/100 ~ 1/200 2 土砂等の採取にあつては、年別掘削断面及び掘量計算表を示すこと。
構造図	①構造各部の仕上り寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法	1 縮尺 1/20 ~ 1/200 2 正面図、平図、側面図、断面図及び配筋図で図示する。
土工定規図 (標準断面図)	①地質又は土質別の切土勾配及び盛土勾配、②小段の位置、幅及び間隔、③擁壁及び法面の保護施設、④仕上がり寸法(道路)、⑤造成地盤の勾配(宅地造成)	縮尺 1/100 ~ 1/200

図面等の種類	明示すべき事項	注意事項
土捨場平面図、縦横断面図	①事業区域界（黒太線）、②造成区域界、 ③保安林界（藍）、④切土区域（黄色で薄く着色）、⑤盛土区域（桃色で薄く着色）、切土並びに盛土部分の位置形状及び土量、 ⑥土砂の移動方向及び移動土量	縮尺 1/500 ～ 1/1,000

3 代替施設計画書の記載方法

記載事項	記載上の注意
1 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況	事業計画書に記載した内容と同じであればその旨記載して省略、事業計画地と代替施設の設置箇所が異なる場合は、土地を使用する権利について説明する。（土地使用権は必ずしも所有権である必要はない）
2 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法	事業計画書に記載した内容と同じであればその旨記載して省略、事業計画地と代替施設の設置箇所が異なる場合は、説明する。
3 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳	事業計画書に記載した内容と同じであればその旨記載して省略。
4 代替施設の種類、規模、構造及び所在	事業計画書から代替施設部分を抜き出して記載。
5 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程	事業計画書から代替施設部分を抜き出して記載。事業計画書の工程表に表現している場合は工程表を再度添付する必要はない。
6 その他参考となるべき事項	記載例の該当箇所参照

4 代替施設計画書関連図面の記載方法

図面の種類	明示すべき事項	注意事項
代替施設計画図	(イ) の事業計画図と同じ。	(イ) の事業計画図と同じ。
排水施設平面図、集水区域図	①集水区域界（色別） ②集水区域の番号及び面積 ③排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長。水の流れの方向及び放流先の名称。 ④保安林界（藍）。 ⑤排水系統模式図を図面の余白に記載。流末処理の状況も明確にすること。	1 縮尺 1/500～ 1/ 2,000 2 集水区域及び排水施設の記号又は番号は、排水設計画とりまとめ表と対照できるようにすること。 3 必要により「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。 4 図面は、原則として等高線が入ったものを使用すること。
流出土砂貯留施設平面図	①集水区域界（色別） ②集水区域の番号及び面積 ③土砂流出防止施設（色別）の位置記号又は番号、種類規模及び貯砂量 ④保安林界（赤）	1 縮尺 1/500 ～ 1/2,000 2 集水区域及び施設の記号又は番号は、土砂流出止施設計画とまとめ表と対照できるようにすること。 3 えん堤等の実測縦横断面及び貯砂量計算書を添付すること。 4 必要により「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。 5 図面は、原則として等高線が入ったものを使用すること。

5 「公益上の理由」による場合の記載例

保安林解除申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 福島県〇〇〇町〇〇字〇〇〇3531の1
 申請者 氏名 〇〇〇町長 〇〇〇〇

次の森林について、保安林の指定の解除をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

森林の所在場所						全面積		要解除 実測 面積	森林所有者の 氏名及び住所	備考
県	郡(市)	町(村)	大字	字	地番	台帳	実測			
福島	〇〇〇	〇〇〇	(冠 せず) 〇〇	〇〇	981 の1	ha 0.1515	ha 0.1515	ha 0.1515	〇〇〇町〇〇字〇〇〇 3531の1 〇〇町	
〃	〃	〃	〃	〃	982 の1	〃 0.4185	〃 0.4185	〃 0.4185	〃 〃	
〃	〃	〃	〃	〃	983 の1	〃 0.0820	〃 0.0820	〃 0.0820	〃 〃	
合計					3筆	〃 0.6520	〃 0.6520	〃 0.6520		

指定の解除の理由

町道〇〇線道路改良工事に伴い、現道を拡幅し交通の円滑化をはかるため保安林の解除を申請するものである。

施行体制

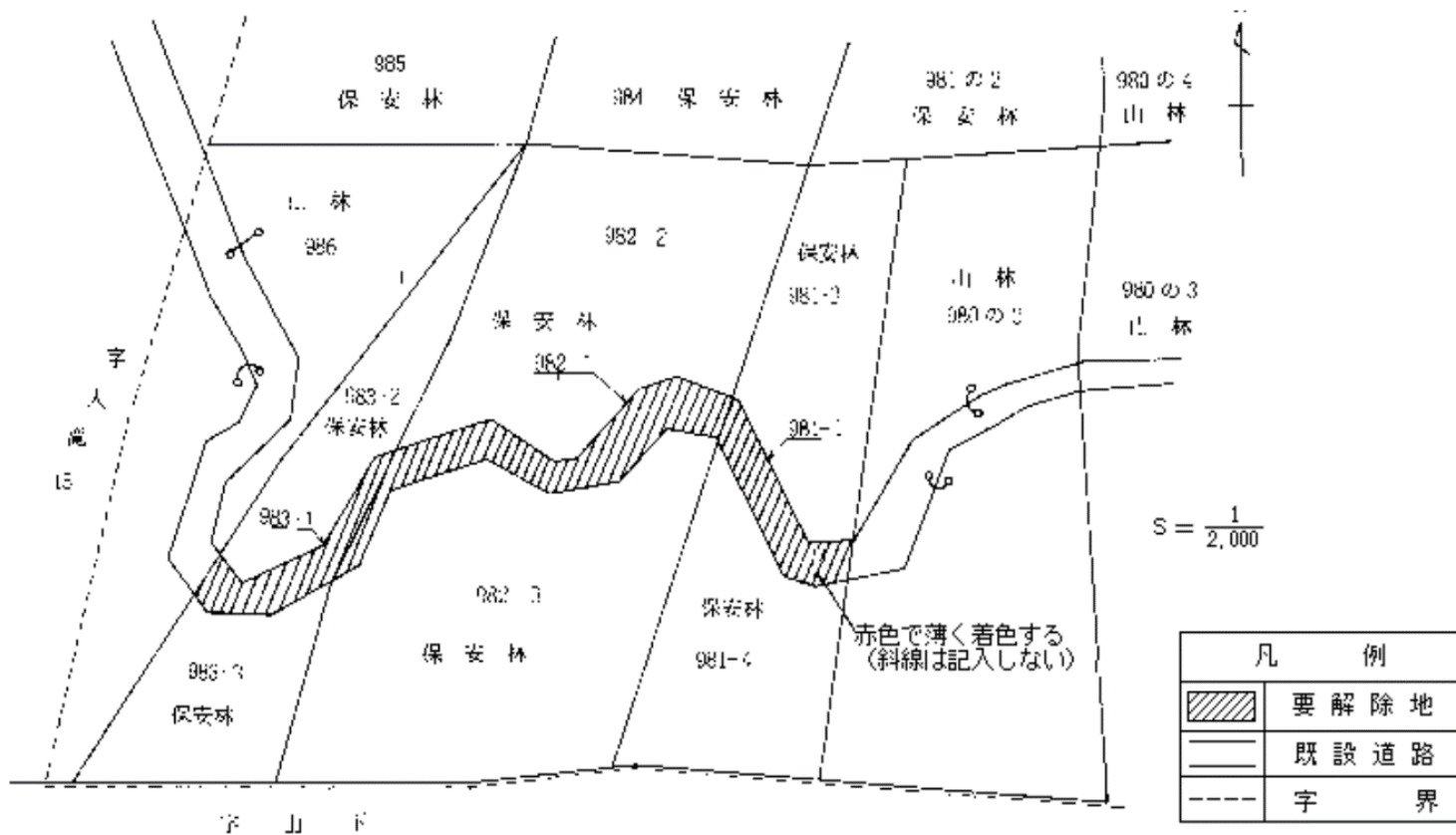
別紙確約書のとおり（※申請時に事業者が確定していない場合）

注意事項

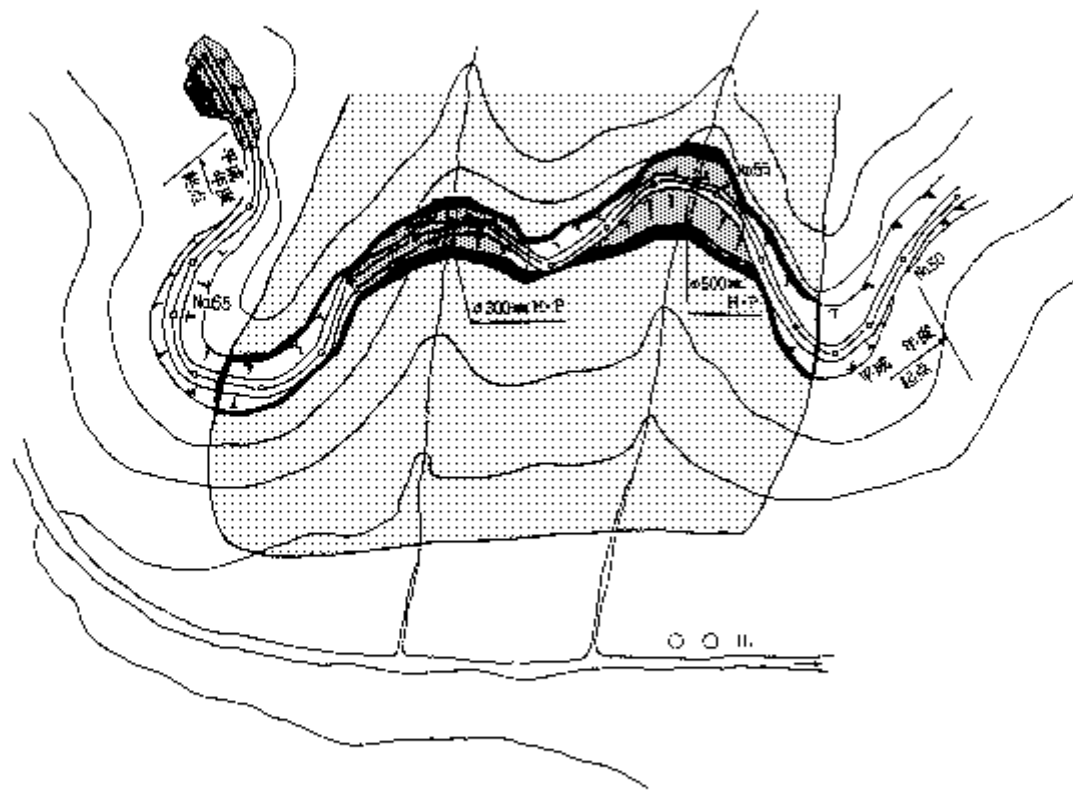
- 1 指定の解除の理由は、具体的に記載してください。
- 2 面積は、小数第4位まで記載してください。
- 3 転用を目的として保安林の指定の解除をする場合において、規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）について環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を必要とするときには、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 4 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合は、施行体制を記載すること。施行体制については、事業等を実施する者（以下「事業者」という。）を記載するとともに、その事業者が事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において事業者が確定していない場合における当該事項の記入については、事業等に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

保安林解除図(区域図)

森林の所在場所 ○○○郡○○○町○○字○○981の1ほか2筆



事業計画図

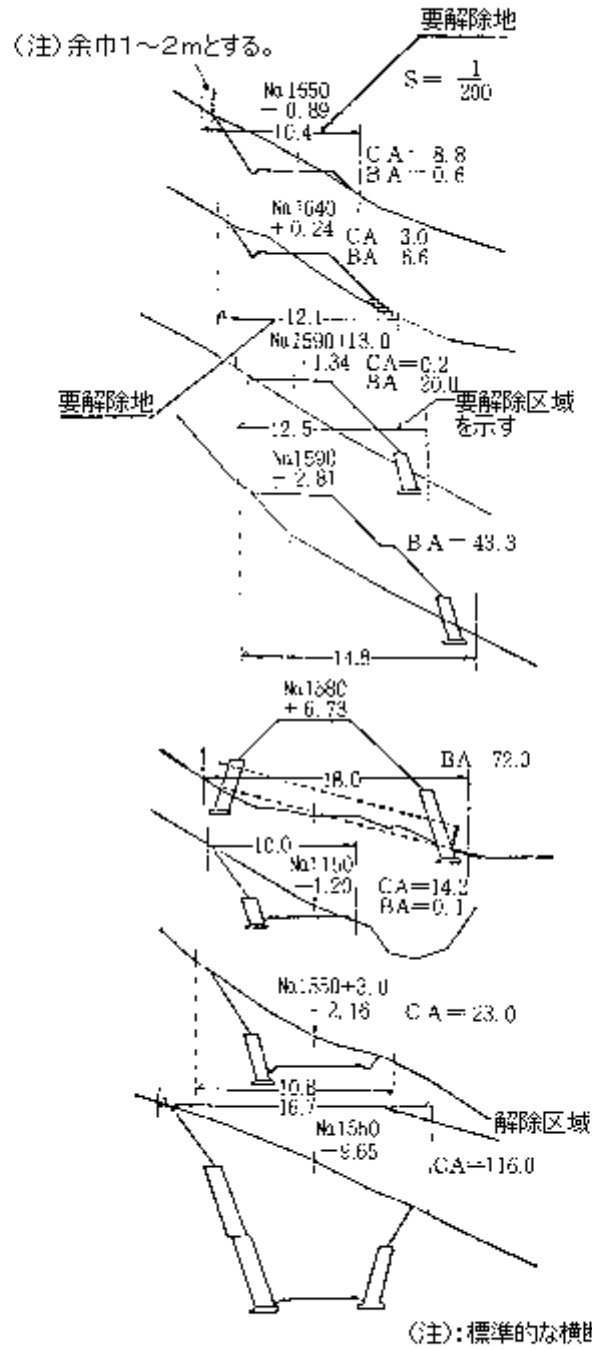


縮尺：

凡 例	
	保安林の区域
	要解除地の区域
	切 取
	盛 土
	捨 土
	ブロック積
	フ ト ン 籠
	排 水 工
	側 溝
	路 面

(注) 施設の内容が複雑な事業の場合は、事業計画図、代替施設配置図は別葉とすること。

横 断 ☒



現 況 写 真

- (1) 既設保安林の現況を把握する必要があるので、下記写真を添付すること。
 - ア 全景及び局部の写真を適宜の枚数
 - イ 写真撮影位置図は、現況図を使用し、撮影位置及び撮影方向を図示する。
 - ウ 保安林区域及び解除申請区域を明記する。
- (2) 大規模な事業計画については、空中写真を添付すること。
- (3) 残土処理箇所（保安林内）についても写真を添付すること。

事業計画書

No. 1

記載事項	記載内容							
1 転用の目的に係る事業 又は施設の名称	町道改良事業 ○○線 (事業実施の法令根拠) 道路法第18条							
2 事業者の住所氏名	(1) 事業主体 ○○○町長○○○○ (2) 住 所 福島県○○○郡○○○町○○字○○3531-1							
3 当該事業等の用に供する ために当該保安林の土地を 選定した理由	<p>注) 解除の要件 (P 3 ~) に適合することを説明できるように、P 51の記載上の注意に従い、事業対象地を保安林内に選定した理由を、事業の目的又は施設の性質等、全体計画と関連させて具体的に記載してください。長文になる場合は、別紙に、図面を示しながら選定経過等を含め簡明に記載してください。また、道路の路線選定理由は、複数ルートと比較を示すなど分かり易くまとめてください。例えばこの記載例に沿った文例を示すと下記ようになります。</p> <p>本箇所は、狭隘で急な曲折が多く、かつ近年車輛の大型化に伴って交通事故の危険度が増大したので安全通行確保のため緊急に道路の拡幅を実施をする必要がある。 道路は山岳の一部急傾斜地帯を横断するもので、現道は保安林内を通過しており拡幅という工事内容から保安林を避けることができない。</p>							
4 事業者が当該保安林の 土地を使用する権利の種 類及び当該権利の取得状 況 (○. ○. ○現在)	権利の 種類	所有権	賃借権	使用 承諾	地上権			計
	取得の 状 況 (筆数)	3		1				4
5. 事業等に要する資金の 総額及びその調達方法	(1) 総事業費 50,000千円 (2) 調達方法 補助金 35,000 〃 負担金 5,000 〃 自己資金 10,000 〃 令和○年○月○日付 議決 (決定) 済							
6 事業等に要する経費の 項目 (用地費、土木工事 費、建築工事費、諸掛費 等) ごとの員数、単価、 金額及びその内訳	項 目	経 費			備 考			
	工 事 費	49,000千円						
	用 地 費	-						
	事 務 費	1,000						
	計(総事業費)	50,000						
7 事業等に関する工事を 開始する予定の日、当該 工事の工程並びに当該工 事により設置される施設 の種類、規模、構造及び 所在	(1) 工事開始予定及び工程							
	全 体	(着工) 令和○. 4. 1			(完了) 令和○. 9. 10			
	保安林部分	(着工) 令和○. 5. 20			(完了) 令和○. 9. 10			
	※別紙工程表のとおり							

記載事項	記載内容							
	(2) 主たる施設の種類・規模・構造							
	種類	規模(構造)			所在		備考	
	道路工	L=〇〇m			保安林内	〇〇m	敷砂利	
					保安林外	〇〇m		
	緑化工	〇〇m ²			保安林内	〇〇m ²	切土、盛土面	
					保安林外	〇〇m ²		
	筋芝工	〇〇m ²			保安林内	〇〇m ²	土羽打用	
					保安林外	〇〇m ²		
	編柵工	〇〇m			保安林内	〇〇m		
					保安林外	〇〇m		
	土留工	〇基 〇〇m ²			保安林内	〇〇m ²	ブロック	
					保安林外	〇〇m ²		
	排水施設	L=〇m			保安林内	〇〇m	H・P 〃	
					保安林外	〇〇m		
耳芝工	L=〇m			保安林内	〇〇m			
				保安林外	〇〇m			
防護施設工	L=〇m			保安林内	〇〇m	ガードレール		
				保安林外	〇〇m			
8. その他参考となるべき事項	(1) 他の土地の関係 山林 1.50ha ① 保安林以外の土地所有権の種類及び取得状況							
	権利の種類	所有権	賃借権	使用承諾	地上権		計	総筆数
	取得の状況(筆数)	2					2	
	②他の法令による土地利用の制限							
	法令の名称				許認可の状況			
県立〇〇然公園 第2種特別区域				令和〇年〇月〇日付〇環境保第〇号で許可済				

記載事項	記載内容					
	(2) 転用後の用途別面積 (単位ha)					
	区分 \ 用途	道路敷			用途	計
	保安林	0.65				0.65
	山林	1.50				1.50
	道路	0.20				0.20
	畑	0.10				0.10
	計	2.45				2.45
	(3) 全体計画 (年次別計画) (単位：m)					
	年度 \ 区分	全体	保安林部分	備考		
	○	300	-			
	○	500	300	○年度申請		
	○	400	-			
	計	1,200	300			
	注) 備考欄に解除申請年度を記入すること。					
	(4) 解除に付する関係者の意見					
	ア 市町村長の同意 事業主体のため省略					
イ 受益者 (区長等) 異議有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無						
(5) 転用に対する権利者の意見						
意見 \ 権利	地上権者	抵当権者	所有権者			
同意状況	同意済 ・ 未済	<input checked="" type="checkbox"/> 同意済 ・ 未済	同意済 ・ 未済	同意済 ・ 未済	同意済 ・ 未済	
(6) 技術基準等						
ア 設計基準の名称	道路構造令第3条第2項第3号及び県土木設計マニュアル 道路編					
イ 工事仕様書	福島県土木工事共通仕様書					

工 事 工 程 表

路線名	○ ○ 線										工期		着工 令和○. 4. 1			
工事名称	道路改良事業												完成 令和○. 9. 10			
工程 工事の種類	4月 10 20		5月 10 20		6月 10 20		7月 10 20		8月 10 20		9月 10 20					
切 取																
盛 土																
道 路 工																
筋 芝 工																
耳 芝 工																
緑 化 工																
土 留 工																
排水施設工																
防護施設工																
準 備 工																
仕 上 一 式																

注 各工事の着工期日及び完工期日を棒グラフで表示すること。

保安林区域
 全 体

代 替 施 設 計 画 書

No. 1

記載事項	記 載 内 容				
① 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況	事業計画書と同じにつき記載省略				
② 代替施設の設定に要する資金の総額及びその調達方法	(1) 総事業費 〇〇,〇〇〇千円 (2) 調達方法 補助金 〇〇,〇〇〇千円 負担金 〇,〇〇〇千円 自己資金 〇〇,〇〇〇千円 令和〇年〇月〇日付 議決(決定) 済				
③ 代替施設の設定に要する経費の項目(用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等)ごとの員数、単価金額及びその内訳	項 目	経 費	備 考		
	工 事 費	〇〇,〇〇〇千円			
	用 地 費	-			
	事 務 費	〇千円			
	計(総事業費)	〇〇,〇〇〇千円			
④ 代替施設の種類、規模、構造及び所在	種 類	規 模 (構 造)	所 在	備 考	
	緑 化 工	〇〇m ²	保安林内	〇〇m ²	切土、盛土面
			保安林外	〇〇m ²	
	筋 芝 工	〇〇m ²	保安林内	〇〇m ²	土羽打用
			保安林外	〇〇m ²	
	耳 芝 工	L=〇〇m	保安林内	〇〇m	
			保安林外	〇〇m	
	土 留 工	〇基 〇m ²	保安林内	〇〇m ²	ブロック
			保安林外	〇〇m ²	
	舗 装 工	〇m	保安林内	〇〇m ²	
			保安林外	〇〇m ²	
	排水施設	L=〇m	保安林内	〇〇m	H・P 〃
			保安林外	〇〇m	
	編 柵 工	L=〇m	保安林内	〇〇m	
保安林外			〇〇m		
④ 代替施設に関する工事を開始する予定の日及びに当該工事の工程	(1) 工事開始予定及び工程 別紙のとおり				

注) ①、②の記載事項は「事業計画書」に同じ場合はその旨を記入して省略できる。

記載事項	記載内容
⑤ その他参考事項	<p>(1) 転用による保全上の影響について 《水の処理》</p> <p>ア 水理計算等 (ア) 雨水流量及び排水施設流量の算出根拠 水理公式名 a 流量 ナショナル式 $Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ Q_1 : 雨水流出量 (m³/sec) f : 流出係数 r : 設計降雨強度 (mm/hr) A : 集水区域面積 (ha) b 流速 マニング式 $V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ V : 流速 (m/sec) n : 粗度係数 R : 径深 I : 勾配 (%)</p> <p>計算因子 (a) 流出係数 林地=0.65 草地=0.75 裸地=1.00 を荷重計算して使用 (b) 到達時間 t = ○○分 (c) 降雨強度 I = ○○.○mm/hr (N=10年) 福島県○○地区の雨量強度を使用</p> <p>(イ) 雨水流量 a 工事中 水路番号1 : ○○m³/sec (集水面積○.○ha、平均流出係数○.○) 水路番号2 : ○○m³/sec (集水面積○.○ha、平均流出係数○.○) b 工事後 水路番号1 : ○○m³/sec (集水面積○.○ha、平均流出係数○.○) 水路番号2 : ○○m³/sec (集水面積○.○ha、平均流出係数○.○)</p> <p>専ら道路により流量計算書は省略</p> <p>(ウ) 排水施設流量 福島県保安林解除の手引きに基づき算出した。 $Q_2 = V \cdot a$ Q_2 : 排水流量 V : 流速 (m/sec) a : 断面積 (m²)</p> <p>a 工事中 水路番号1 : 排水流量○m³/sec 安全率○.○ (断面積○.○m²、径深○.○、粗度係数○.○、勾配○.○%、流速○.○m) 水路番号2 : 排水流量○m³/sec 安全率○.○ (断面積○.○m²、径深○.○、粗度係数○.○、勾配○.○%、流速○.○m) b 工事後 水路番号1 : 流量○m³/sec 安全率○.○ (断面積○.○m²、径深○.○、粗度係数○.○、勾配○.○%、流速○.○m) 水路番号2 : 流量○m³/sec 安全率○.○ (断面積○.○m²、径深○.○、粗度係数○.○、勾配○.○%、流速○.○m)</p> <p>専ら道路により排水施設流量計算書は省略</p>

イ 地下排水
該当無し

ウ 表面排水
施工中は素掘側溝、施行後はアスカーブ、U型コンクリート側溝により集水し、横断排水溝により現況の沢へ排水する。

エ 流末処理
処理方法について、放流箇所はフトン箆を施工し、流水による洗掘がおきないようにする。

《土砂流出防止》

ア 流出土砂量 ○○○m³
(施工中 ○○○m³、施工後 ○○○m³)

(ア) 流出土砂貯留施設計算

a 土砂流出量の計算期間

工事施工中 ○/○月

工事施工後 ○年とする。

b 土砂流出量の算出根拠

流出土砂貯留施設計画計算因子

(a) 流出土砂の算出因子

裸地 300m³/ha/年

草地 15m³/ha/年

林地 1m³/ha/年

構造物 0m³/ha/年

流出土砂の算出因子は、「○○」を参考とした。

(b) 流出土砂量計算式

$$V = A \cdot n \cdot t$$

V : 流出土砂量 (m³)

A : 面積 (ha)

n : ha当たりの流出土砂量 (m³/年)

t : 期間修正

専ら道路により流出土砂計算書は省略

イ 処理方法

(ア) 土砂流出防止施設計画

a 施工中の対策

土のうにより土砂流出を防止するとともに、盛土箇所には工事施工前に編柵工を設けて、土砂流出を防止する。

施工中の土砂流出量は○○m³～○○m³に対し、貯砂施設の貯砂量(土のう、編柵工)は○○m³～○○m³であり、編柵工が満砂になった場合には、土砂を取り除く計画である。

b 施行後の対策

土のうは撤去し、切土法面は植生マット伏工、盛土法面は植生シート伏工により早期緑化を図り、また路面は舗装等により被覆することにより土砂流出を防止する。編柵工が満砂になった場合には、土砂を取り除く計画である。

専ら道路により流出土砂貯留施設計画書は省略

記載事項	記 載 内 容		
	(2) 残土処理について 《切土、盛土及び残土の関係》		
	区分	数 量	備 考
	① 切土量	〇〇m ³	
	② 盛土量	〇〇〃	
	③ 残土量	〇〇〃	
	④ 捨土包容量	〇〇〃	③ ≤ ④
	<p>《処理方法》</p> <p>ア 土捨場の所在場所 〇〇〇町〇〇〇字〇〇111番地地内 外4筆</p> <p>イ 土捨場用地 面積 〇.〇haのうち〇.〇ha</p> <p>使用承諾状況 所有者の〇〇外2名より承諾書を取得</p> <p>ウ 処理方法及び土捨場の防災施設 〇〇m²の山林に敷均しし、盛土勾配1:1.8で重機により締固めを十分に行う。 防災施設は、盛土法面は植生シート伏工により早期の緑化を図り、土砂の流出を防止する。 工事後の排水については、早期に沈砂池を設置し、土砂が溜まった場合には浚渫を行い、雨水排水による土砂の流出を防止する計画である。</p> <p>(3) 技術基準等</p> <p>ア 設計基準の名称 ※使用した設計基準、仕様書等を記載</p>		

保安林解除同意書

下記のとおり保安林の指定の解除について同意します。

年 月 日

福島県知事 様

住所：〇〇〇郡〇〇〇町〇〇〇〇

氏名：〇〇区長 〇〇 〇〇

記

1. 保安林の所在場所
〇〇〇郡〇〇〇町大字〇〇字〇〇 981-1
〃 〃 982-2
〃 〃 983-3
2. 保安林の種類 土砂流出防備保安林
3. 解除面積 0.6520ha
4. 解除の目的 道路用地とするため

6 「指定理由の消滅」による場合（土石採掘用地の例）

保安林解除申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 ○○市緑山町3丁目5番地
申請者 氏名 株式会社緑山建設
代表取締役 緑山 茂

次の森林について、保安林の指定の解除をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

森林の所在場所						全面積		要解除 実測 面積	森林所有者の 氏名及び住所	備考
県	郡(市)	町(村)	大字	字	地番	台帳	実測			
福島	○○	○○	○○	○○	1189 -58	ha 0.7822	ha 0.7822	ha 0.7822	○○市緑山町3の5 株式会社緑山建設	
〃	〃	〃	〃	〃	1189 -59	ha 0.5051	ha 0.5051	ha 0.5051	同 上	
合計					2筆	1.2873	1.2873	1.2873		

指定の解除の理由
指定理由の消滅（土石採掘用地）

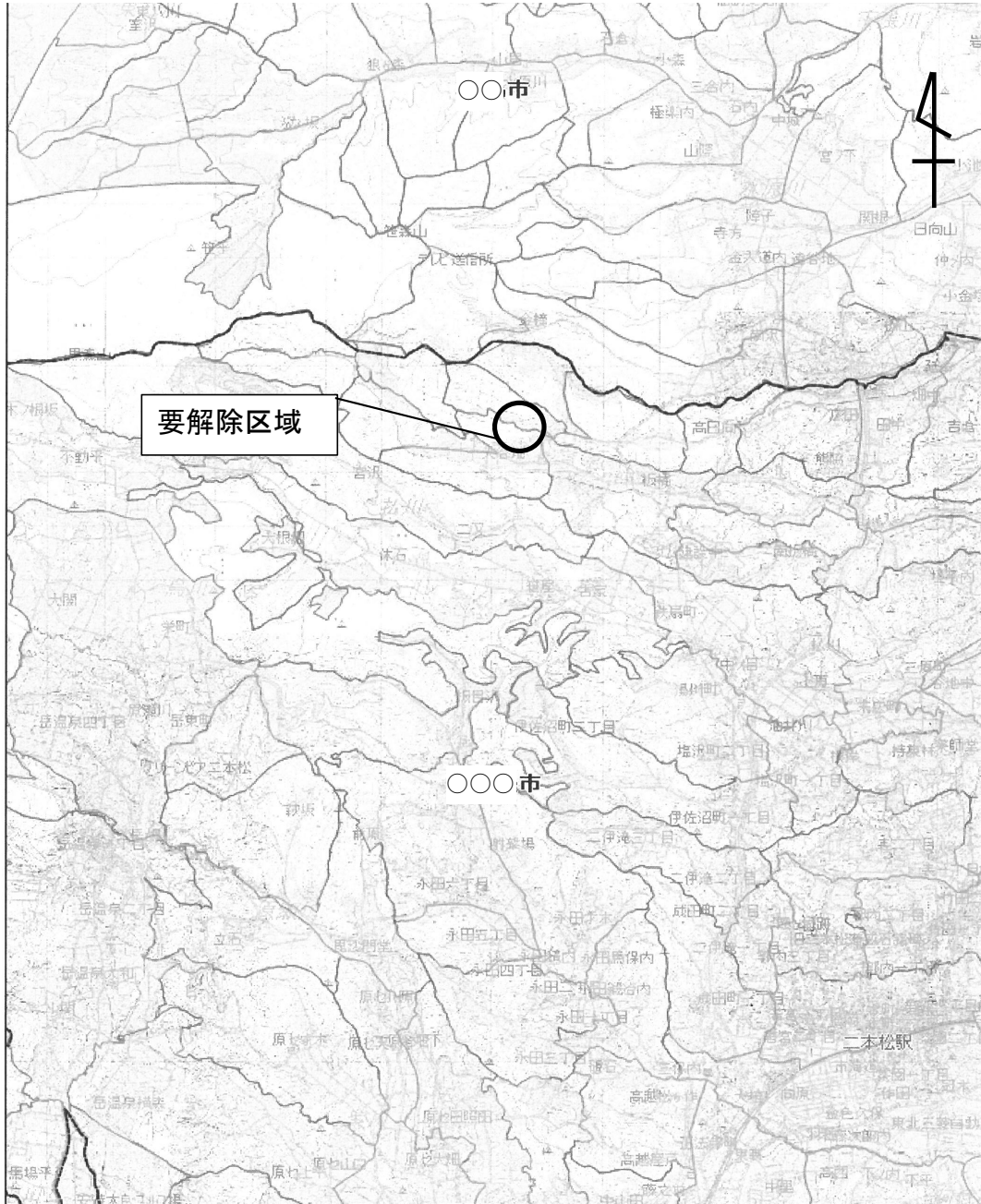
施行体制
○○○○株式会社

注意事項

- 1 指定の解除の理由は、具体的に記載してください。
- 2 面積は、小数第4位まで記載してください。
- 3 転用を目的として保安林の指定の解除をする場合において、規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）について環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を必要とするときには、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 4 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合は、施行体制を記載すること。施行体制については、事業等を実施する者（以下「事業者」という。）を記載するとともに、その事業者が事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において事業者が確定していない場合における当該事項の記入については、事業等に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

保安林解除図(位置図)

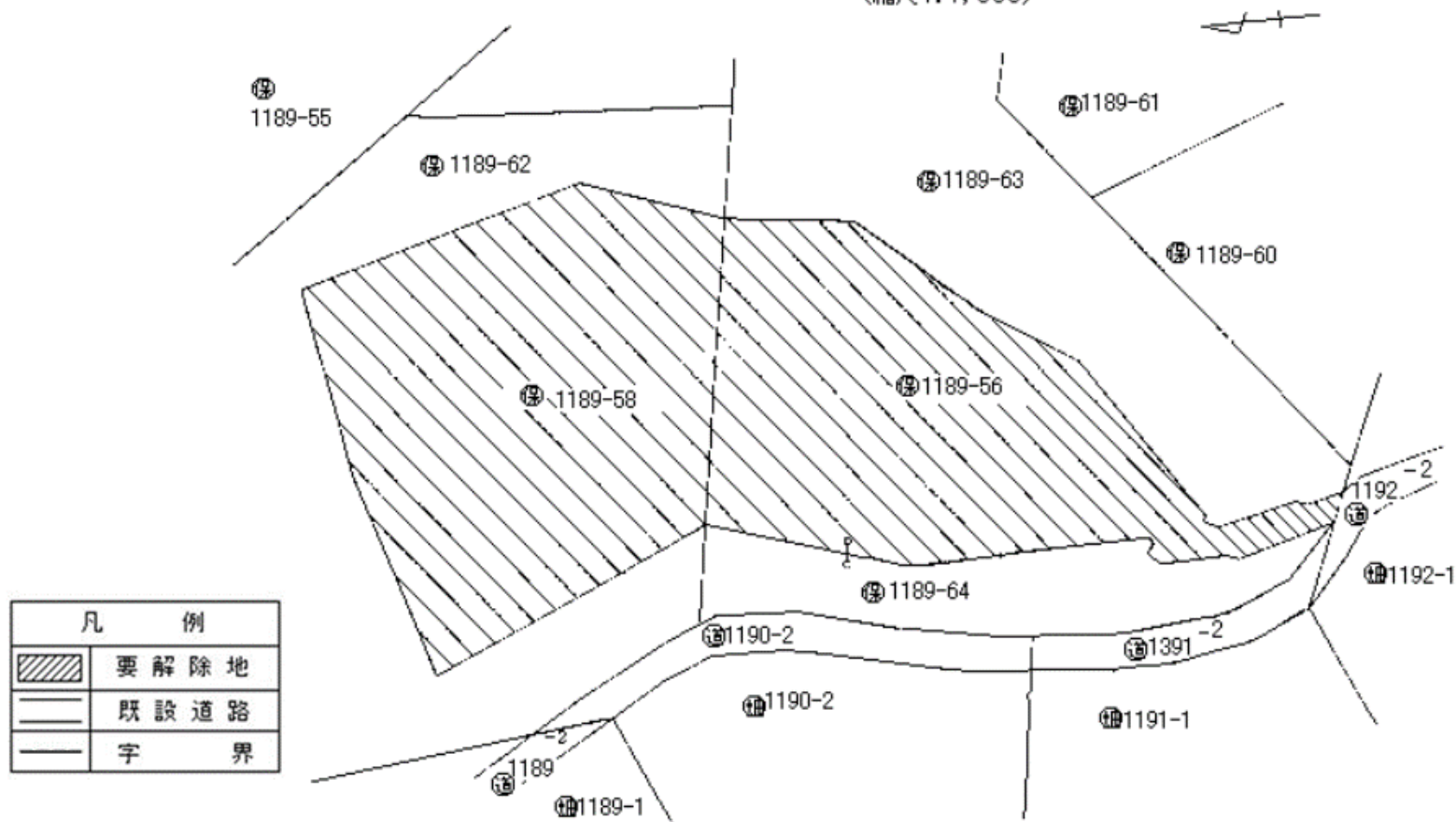
森林の所在場所 ○○市○○町大字○○字○○1189-58ほか1筆



保安林解除図(区域図)

森林の所在場所 ○○市○○町大字○○字○○1189-58ほか1筆

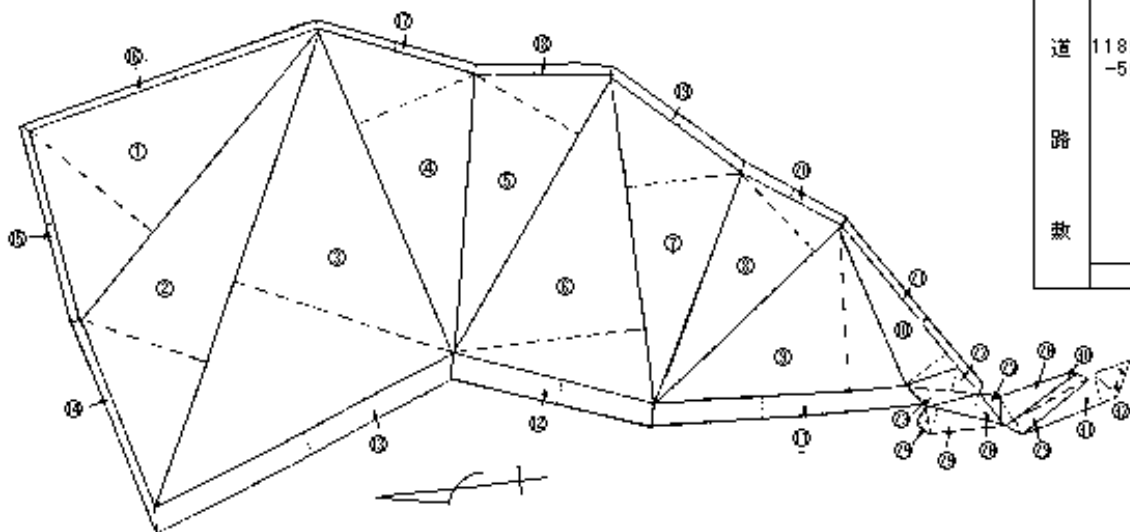
(縮尺1:1,000)



面積計算図

(縮尺 1:1,000)

地番別面積再掲
 1189-58 7,822㎡
 1189-59 5,051㎡
 計 12,873㎡

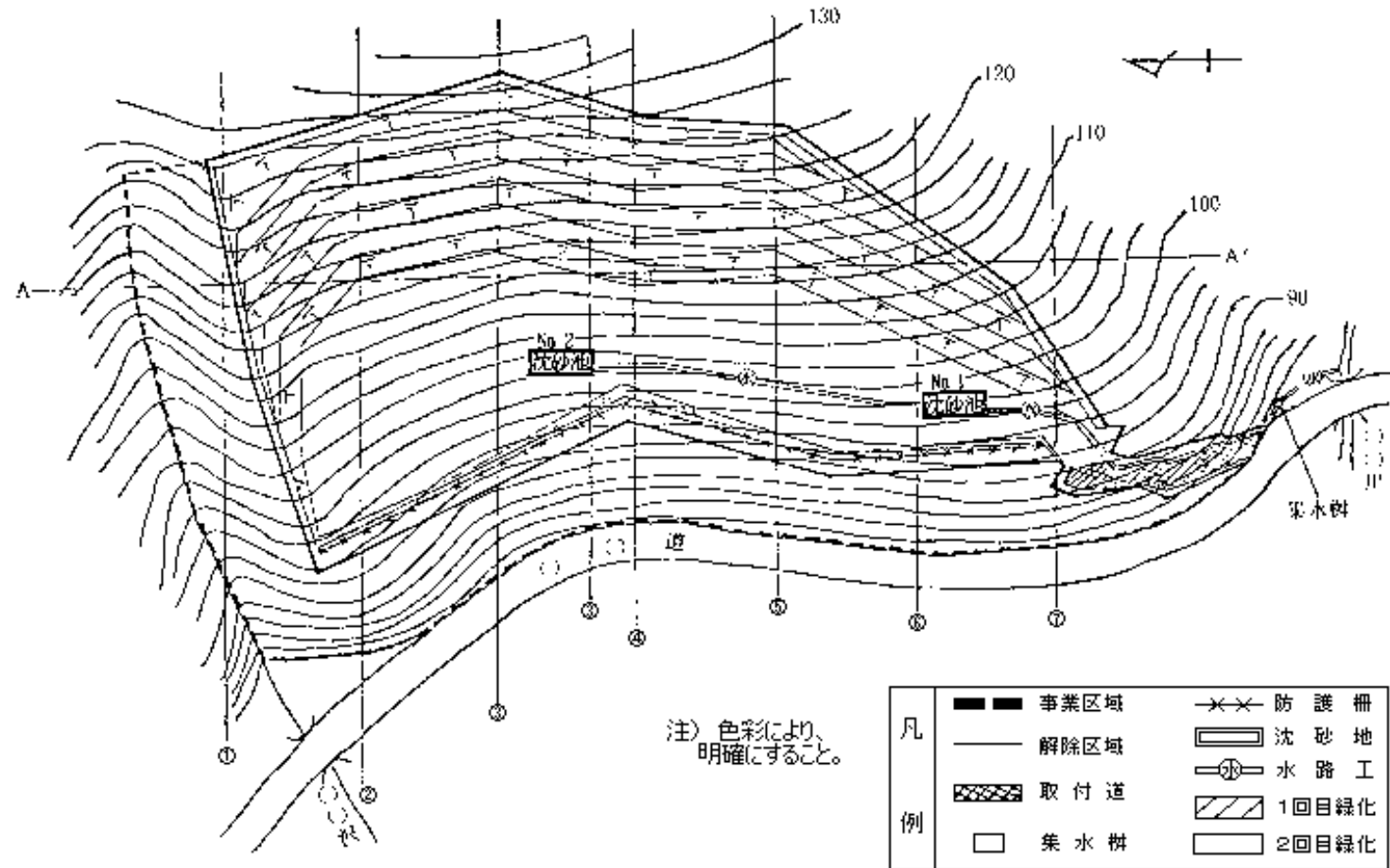


用途	地番	No.	計算過程	倍面積	面積	用途	地番	No.	計算過程	倍面積	面積	
採掘	1189-58	①	118.5 × 32.0	2,512.0		保残高	1189-58	⑬	(70.0+70.0) × 5.0	500.0	㎡	
		②	105.5 × 27.0	2,848.5				⑭	(43.0+48.5) × 2.0	183.0		
		③	105.5 × 48.5	5,116.8				⑮	(41.0+43.0) × 2.0	168.0		
		④	74.0 × 27.5	2,035.0				⑯	(63.5+66.0) × 2.0	259.0		
		⑤	67.0 × 23.5	1,574.5				⑰	(34.0+34.5) × 2.0	137.0		
			小計	14,086.8	7,043				⑱	(28.0+28.0) × 2.0	112.0	
									小計	1,159.0	779	
	敷	1189-59	⑥	70.5 × 41.0	2,890.5			1189-59	⑲	(57.0+52.0) × 5.0	545.0	
			⑦	70.5 × 23.5	1,656.8				⑳	(43.0+43.0) × 5.0	430.0	
			⑧	52.0 × 23.0	1,207.5				㉑	(33.0+34.0) × 2.0	134.0	
⑨			52.0 × 34.5	1,794.0		㉒	(23.0+24.0) × 2.0		94.0			
⑩			39.0 × 10.0	390.0		㉓	(46.0+45.0) × 2.0		182.0			
		小計	7,938.8	3,969			小計	1,385.0	692			
		計		11,012			計		1,471			

用途	地番	No.	計算過程	倍面積	面積
道路敷	1189-59	㉔	15.5 × 5.0	77.5	㎡
		㉕	15.5 × 4.0	62.0	
		㉖	5.5 × 3.0	16.5	
		㉗	17.0 × 5.0	85.0	
		㉘	17.0 × 5.0	85.0	
		㉙	9.0 × 2.0	18.0	
		㉚	20.5 × 5.5	112.8	
		㉛	21.5 × 3.5	75.3	
		㉜	21.5 × 2.0	43.0	
		㉝	22.0 × 6.5	143.0	
		㉞	9.0 × 7.0	63.0	
		計	781.1	390	

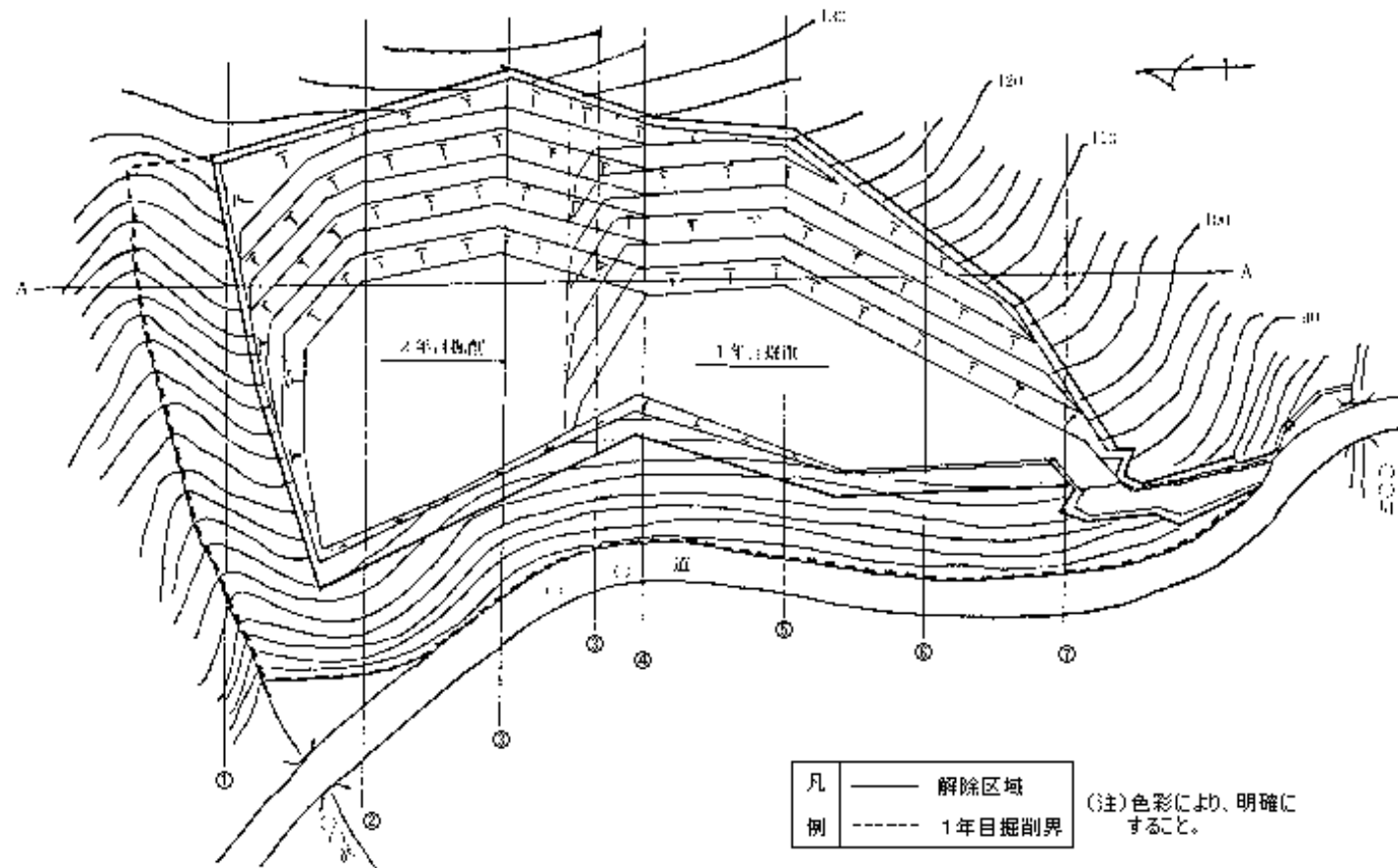
事業計画図

(縮尺 1 : 1,000)



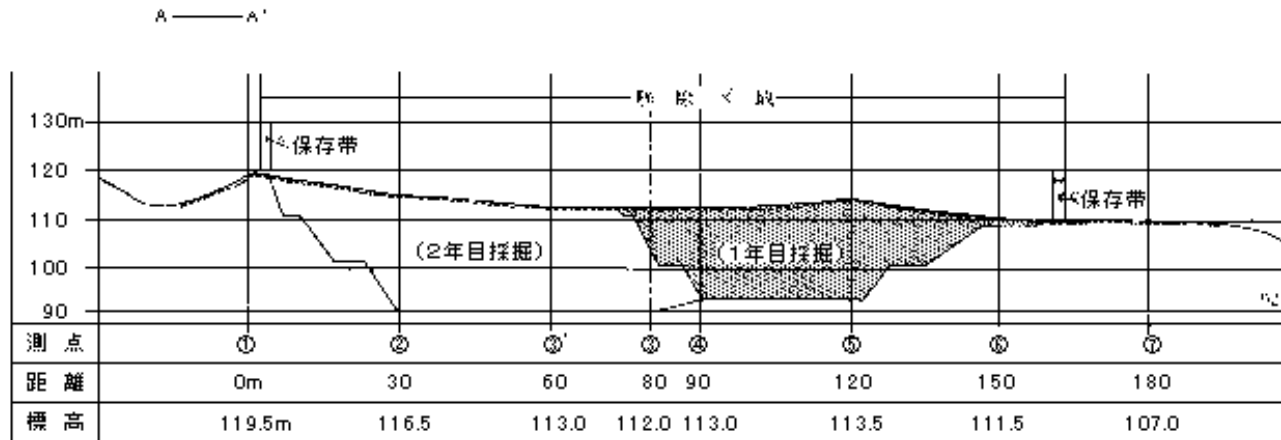
掘削平面図

(縮尺 1:1,000)



掘 削 縦 断 図

(縮尺 1:1,000)

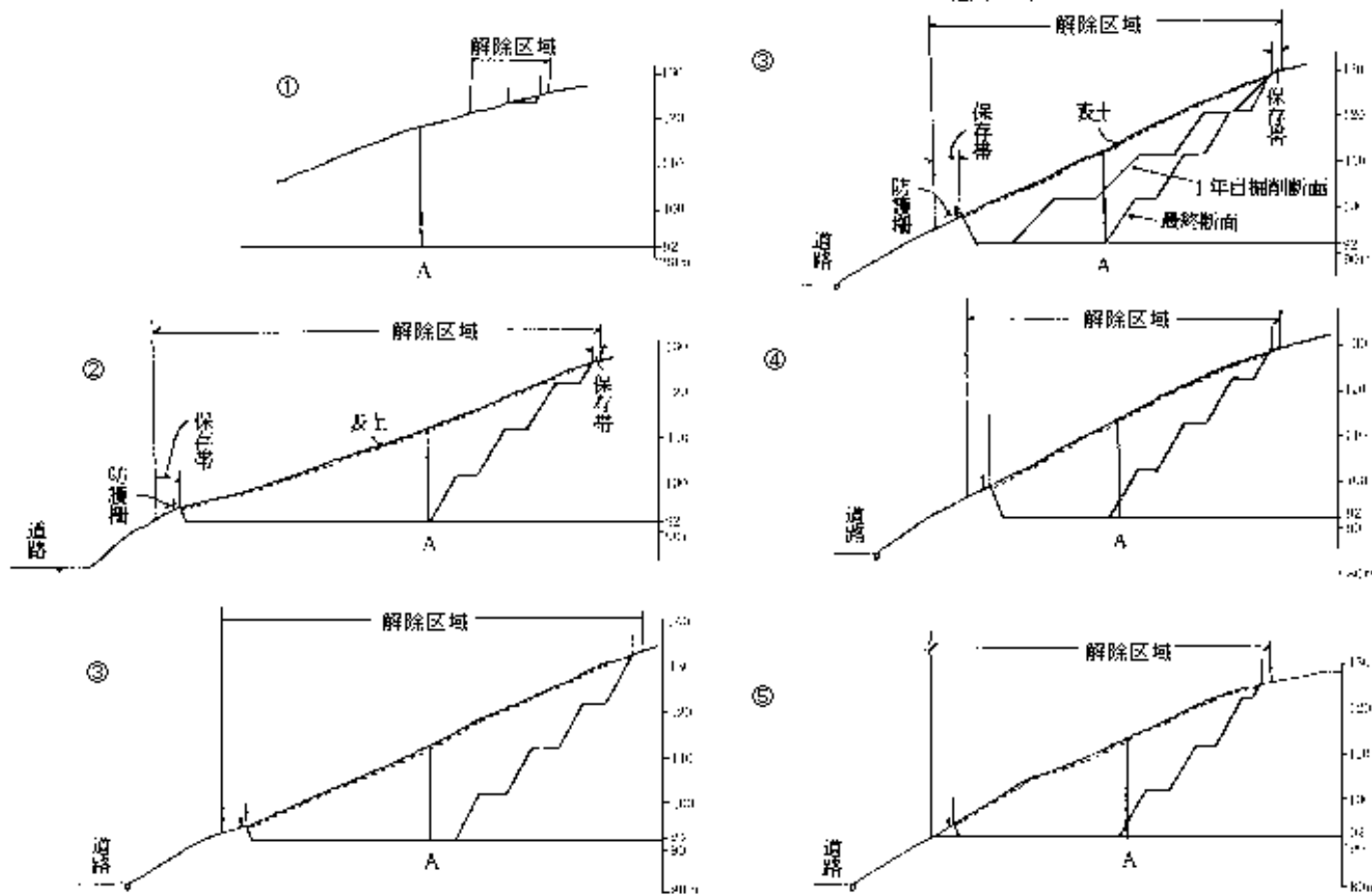


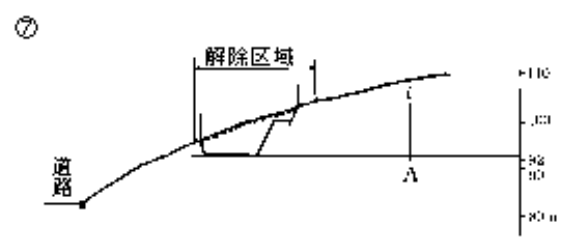
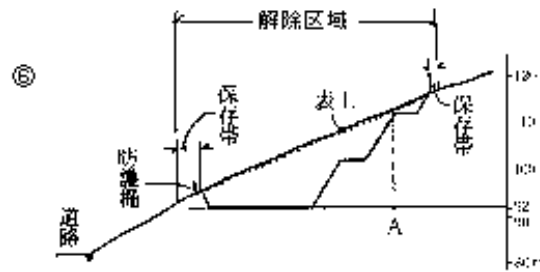
凡	■ (stippled) 1年目採削
例	----- 表土

(注) 色彩により明確にすること。

掘 削 横 断 图

(縮尺 1:1,000)

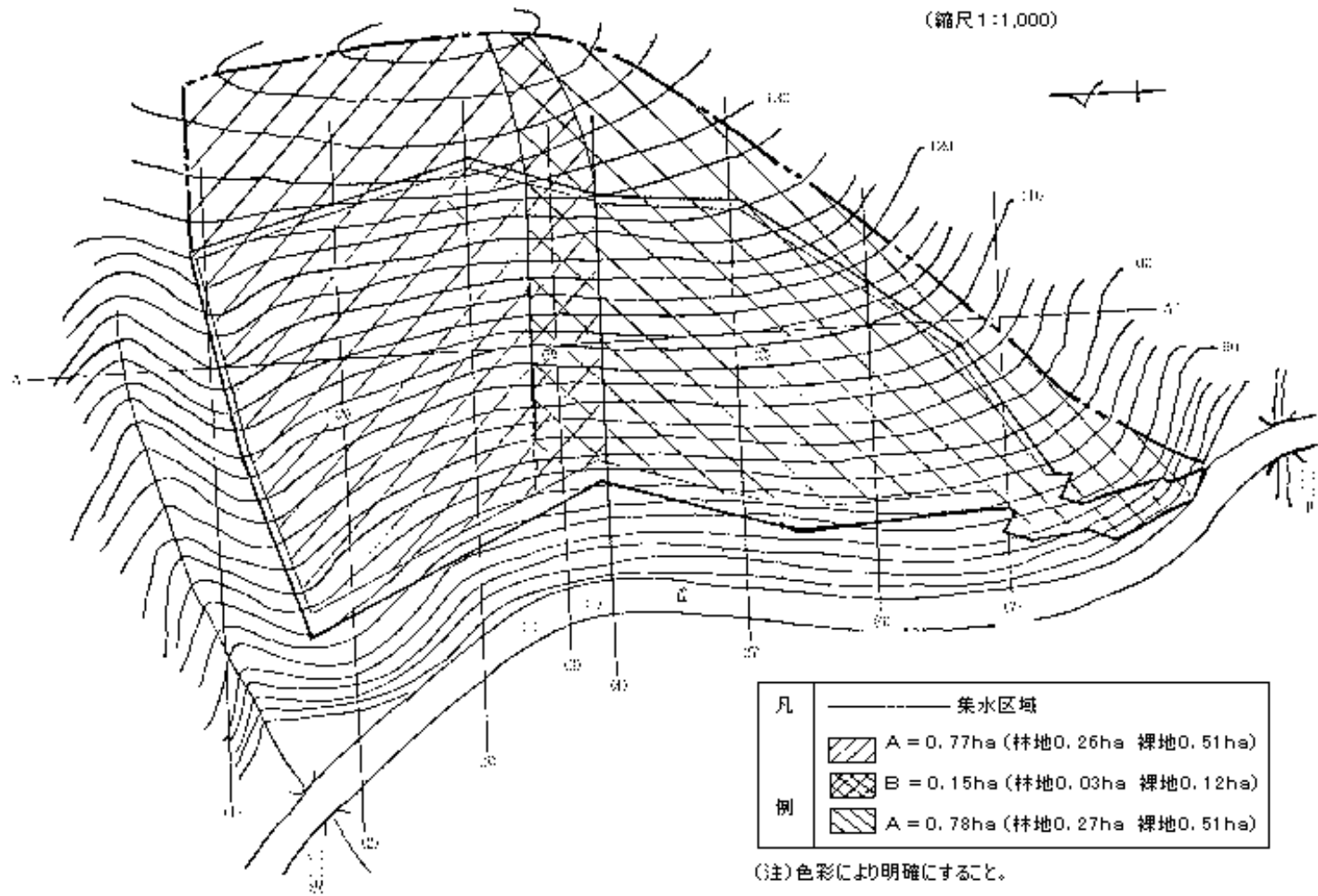




(注)年度別の採掘区域を色彩により明確にすること。

集水区域図

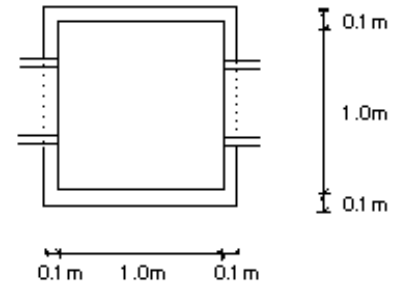
(縮尺1:1,000)



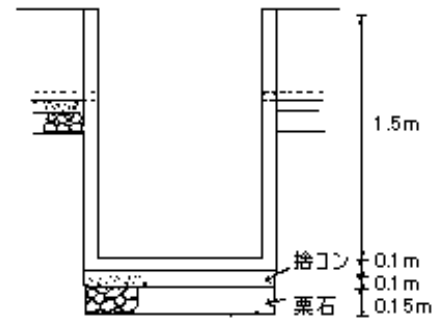
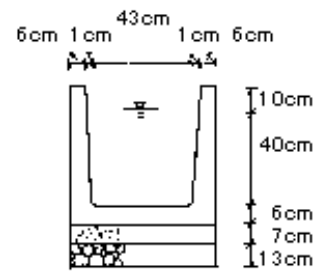
(注)色彩により明確にすること。

排水工構造図

集水桝
(縮尺1:30)

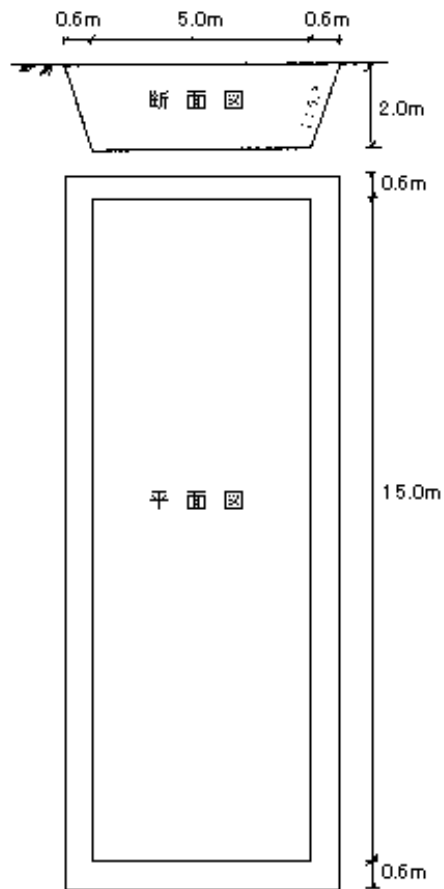


水路工
(縮尺1:20)



沈砂地構造図

(縮尺1:100)



容量計算

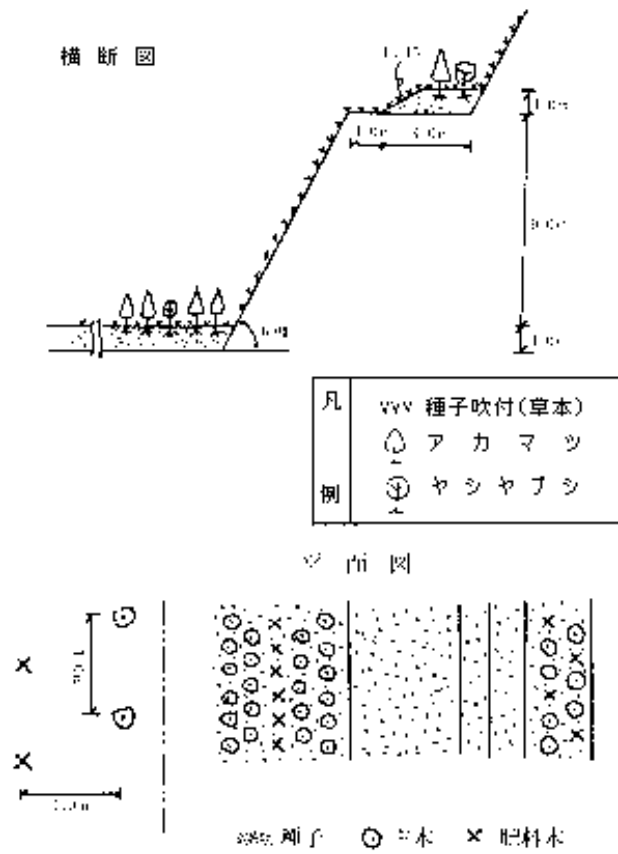
$$\frac{6.2+5.0}{2} \times 2.0 = 11.2\text{m}^2$$

$$\frac{16.2+15.0}{2} = 15.6\text{m}$$

$$11.2\text{m}^2 \times 15.6\text{m} = 174.72\text{m}^3$$

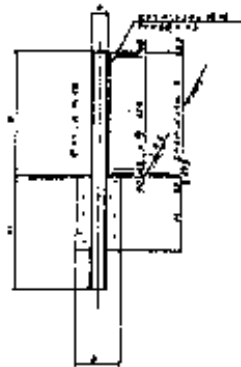
緑化工標準図

(縮尺1:200)

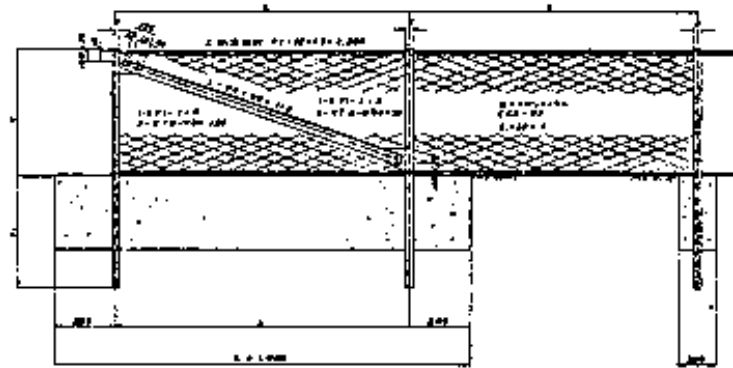


H 鋼防護欄構造図

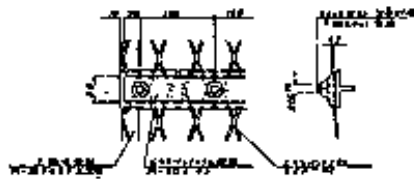
標準断面図



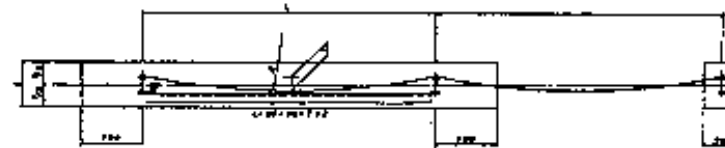
側面図



エキスバンドメタル取付詳細図



平面図



品名	規格	数量	標準仕様		備考	材料仕様		単位	数量
			寸法	材質		寸法	材質		
標準断面図	規格	数量	寸法	材質	備考	寸法	材質	単位	数量
側面図	規格	数量	寸法	材質	備考	寸法	材質	単位	数量
平面図	規格	数量	寸法	材質	備考	寸法	材質	単位	数量

[別紙]

事業計画書

No. 1

記載事項	記載内容							
1 転用の目的に係る事業 又は施設の名称	土石採掘事業							
2 事業者の住所氏名	〇〇市緑山3丁目5番地 株式会社緑山建設 代表取締役 緑山 茂							
3 当該事業等の用に供する ために当該保安林の土地 を選定した理由	1. 基岩が骨材の強度に適している。 2. 附近の普通林の採石適地は開発済につき保安林以外に適地がない。							
4 事業者が当該保安林の 土地を使用する権利の種 類及び当該権利の取得状 況 (R〇. 〇. 〇 現在)	権利の 種類	所有権	賃借権	使用 承諾	地上権		計	
	取得の 状 況	2					2(筆)	
5. 事業等に要する資金の 総額及びその調達方法	(1) 資金の総額 27,000千円 (2) 調達方法 自己資金 20,000 〃 借入金 7,000 〃							
6 事業等に要する経費の 項目(用地費、土木工事 費、建築工事費、諸掛費 等)ごとの員数、単価、 金額及びその内訳 (単位:円)	項目		員数	平均単価	金額	備考		
	用地費	用地借上	7,171m ²	282	2,022,222	別紙〇 設計書 参照		
	土木工事費	採石	105,079m ²	170	17,863,430			
		残土処分	3,588m ²	80	287,040			
	排水工事費	排水構	145m ²	3,350	485,750			
	緑化工事費	客土	5,641m ²	230	1,297,430			
		植栽	4,827本	36	173,772			
		法面緑化	5,298m ²	180	953,640			
	道路工事費		45m		1,350,000			
	防災施設工事費	沈砂池	2基	58,000	116,000			
		防護柵	163m	13,500	2,200,500			
	直接工事費計				26,749,784			
	諸掛費計				250,216			
計				27,000,000				

記載事項	記載内容							
7 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在	(1) 工事開始予定及び工程							
	全 体	(着工) 令和〇年〇月〇日	(完了) 令和〇年〇月〇日					
	保安林部分	(着工) 令和〇年〇月〇日	(完了) 令和〇年〇月〇日					
	※別紙工程表のとおり							
	(2) 主なる施設の種類・規模・構造							
	種 類	規 模 (構 造)	所 在		備 考			
	排 水 工	〇m×〇mm	保安林内	〇〇m				
			保安林外					
	客 土	厚さ〇m	保安林内	〇〇m ²				
			保安林外					
	植 栽	〇〇本/ha	保安林内	〇〇m ²				
			保安林外					
	法面緑化	〇〇m ²	保安林内	〇〇m ²				
			保安林外					
防 護 柵	H=〇m	保安林内	〇〇m					
		保安林外						
沈 砂 地	〇×〇×〇m	保安林内	〇〇m ²					
		保安林外						
道 路	L=〇m	保安林内	〇〇m					
		保安林外						
8. その他参考となるべき事項	(1) 保安林以外の土地所有権の種類及び取得状況							
	権利の種類	所有権	賃借権	使用承諾	地上権		計	総筆数
	取得の状況	該 当	な し					

記載事項	記載内容						
8. その他参考となるべき事項	(2) 転用後の用途別面積 (単位ha)						
	用途 \ 区分	保安林	山林	畑	〇 〇	計	構成比 %
	法面及び造成緑地	1.0764				1.0764	83.6
	排水路敷	0.0047				0.0047	0.4
	沈砂池敷	0.0201				0.0201	1.6
	道路敷	0.0390				0.0390	3.0
	保残帯	0.1471				0.1471	11.4
	計	1.2873				1.2873	100
	構成比 %	100				100	100
	(3) 申請面積について必要とする根拠						
	ア 採石事業の実績 (単位: t)						
	年度	販売量	用 途				備 考
			道路用	コンクリート用	その他	計	
	〇	130,000	35,000	80,000	15,000	130,000	年平均販売量 135,000 t
	〇	138,000	45,000	85,000	8,000	138,000	
〇	137,000	40,000	90,000	7,000	137,000		
計	405,000	120,000	255,000	30,000	405,000		
イ 機械処理能力							
(4) 事業量及び事業の概要							
採石量 1年目 52,344m ³ 2年目 53,603m ³							
(5) 予定施工業者及びその実績							
ア 予定施工業者 株式会社 緑山建設 代表取締役 緑山 茂							
イ 砕石等の実績 平成〇〇年より砂利の販売をしていたが、川砂利の枯渇により 令和〇〇年から砕石プラントを導入し砕石を行ってきた。							
(6) 申請者と事業者が相違する場合、当該事業者でない者が申請をする理由							

記 載 事 項	記 載 内 容
8. その他参考となるべき事項	<p>(7) 利害関係者の意見 ○○市長の同意 令和○○年○月○日付で同意を得ている。 (別紙○のとおり) 地元住民の同意 令和○○年○月○日付で同意を得ている。 (別紙○のとおり)</p> <p>(8) 工事仕様書 該当なし</p> <p>(9) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法 ア 土量計算の総括表 別紙のとおり イ 積算基礎 土量計算書：別紙のとおり ウ 残土（又は不足土）の処理 土量総括表のとおり</p> <p>(10) その他参考となる事項 ア 採石会社の概要 (ア) 従業員数 40名 (イ) 施 設 砕石プラント一式 120,000千円 砂利プラント一式 20,000 生コンプラント一式 140,000 計 280,000 イ 事業の実施上の法令関係 (ア) 採石法第32条による採石業者の登録は別添採石法第32条の3 第2項による登記済通知書写しのとおり。 (イ) 採石法第33条による採石計画の認可 別添 採取計画認可申請書のとおり関係行政庁に申請済 (ウ) 採掘にともなう危害防止対策 a 交通対策 採石場への取付道路は部外者立入禁止とし、県道との交差点には見張番を配置し、交通対策には万全を期する。 b 落石防止施設 道路上部には、保残森林帯50mを残すとともに採石開始前にH鋼による防護柵を配置し、落石防止には、万全を期する。</p>

工 事 工 程 表

工種 \ 期間																		
	○月		○月		○月		○月		○月		○月		○月					
採石及び残土処分																		
取付け道路																		
U字溝																		
沈砂地																		
客土																		
植栽																		
法面緑化																		
防護柵																		

代 替 施 設 計 画 書

No. 1

記載事項	記 載 内 容					
① 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況	1. 権利の種類：事業計画書に同じ 2. 取得の状況： //					
② 代替施設を設置に要する資金の総額及びその調達方法	1. 資金の総額：事業計画書に同じ 2. 調達の方法： //					
③ 代替施設を設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳	項目		員数	単価	金額	備 考
	中項目	小項目				
	排水工事費	排水費	m 145	円 3,350	円 485,750	別紙単価表No.○参照 別紙構造図No.○参照
	緑化工事費	客土	m ³ 5,641	230	1,297,430	// //
		植栽	本 4,827	36	173,772	// //
		法面緑化	m ² 5,298	180	953,640	// //
	防災施設 工事費	沈砂池	基 2	58,000	116,000	// //
		防護柵	m 163	13,500	2,200,500	// //
	直接工事費計				5,227,092	
	諸掛費計				-	
計				5,227,092		

記載事項	記載内容					
④ 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在	ア 工事を開始する予定の日 令和〇年〇月〇日 イ 工事の工程 別紙工程表のとおり ウ 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在					
	種類	用途	規模(構造)	所在		備考
	排水溝	排水工	〇m×〇mm	保安林内	〇〇m	145m
				保安林外		
	客土	緑化工	厚さ〇m	保安林内	〇〇m ²	5,641m ³
				保安林外		
	植栽	"	〇〇本/ha	保安林内	〇〇m ²	4,827本
				保安林外		
	法面緑化	"	〇〇m ²	保安林内	〇〇m ²	5,298m ²
				保安林外		
	防護柵	防災工	H=〇m	保安林内	〇〇m	163m
				保安林外		
沈砂池	"	〇×〇×〇m	保安林内	〇〇m ²	2基	
			保安林外			
道路	道路工	L=〇m	保安林内	〇〇m	45m	
			保安林外			
⑤ その他参考事項	ア 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合において当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況 事業計画に同じ イ 排水施設計画 (ア) 雨水流出量算出根拠 別紙のとおり (イ) 排水施設流量の算出根拠 別紙のとおり ウ 流末処理の方法 雨水は、一時沈砂池に貯留のうえ沈砂後排水溝(U字溝)を利用して〇〇川に流下される計画である。 エ 転用に伴う土砂流出の防止計画 (ア) 土砂流出量の算出根拠 別紙のとおり (イ) 土砂流出防止施設計画の総括 別紙 土砂流出防止施設計画総括表のとおり オ 洪水調整計画 該当なし カ 回復緑地 (ア) 階段上及び平地には客土の後苗木をha当り8,000本の割合で植栽する計画である(緑化工標準図参照) (イ) 法面には、草本類の種子吹付けを行って緑化を図る計画である。 キ その他 該当なし					

代替施設工事工程表

工種	期間																	
	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月						
防 護 柵																		
沈 砂 地																		
U 字 溝																		
客 土																		
植 栽																		
法 面 緑 化																		

排水施設計画総括表

区分	ブロック番号	集水区域の状況				雨水流出量			排水施設							安全率 $\frac{Q_2}{Q_1}$	備考
		林地	草地	耕地	裸地	集水面積 A	流出係数 f	雨水流出量 Q ₁	種類	断面積 a	径深 R	粗度係数 n	勾配 I	流速 V	排水流量 Q ₂		
工事中	1	0.56 ha	ha	ha	1.14 ha	1.70 ha	0.82	0.406	(U字溝)排水溝	0.176 m ²	0.143	0.015	0.03 %	3.153 m/s	0.555 m ² /s	1.37	
工事後	1	0.62	1.08			1.70	0.61	0.302	(U字溝)排水溝	0.176	0.143	0.015	0.03	3.153	0.555	1.84	

1. 雨水流出算出式（合理式）

$$Q_1 = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

Q_1 : 雨水流出量 m^3 / s
 f : 流出係数
 r : 設計雨量強度 $105\text{mm}/\text{hr}$
 A : 集水区域面積 1.70ha

2. 雨水流出量

(1) 工事中 $Q_1 = \frac{1}{360} \times 0.82 \times 105 \times 1.7 = 0.406 \text{m}^3 / \text{s}$ (平均流出係数 : $0.56 \times 0.55 + 1.14 \times 0.95 \div 1.7 \doteq 0.82$)

(2) 工事後 $Q_1 = \frac{1}{360} \times 0.61 \times 105 \times 1.7 = 0.302 \text{m}^3 / \text{s}$ (平均流出係数 : $0.62 \times 0.55 + 1.08 \times 0.65 \div 1.7 \doteq 0.61$)

3. 排水施設流量

(1) 平均流速（マニング式）

$$V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$$

$$= \frac{1}{0.015} \times 0.143^{\frac{2}{3}} \times 0.03^{\frac{1}{2}}$$

$$= 66.667 \times 0.2734 \times 0.173$$

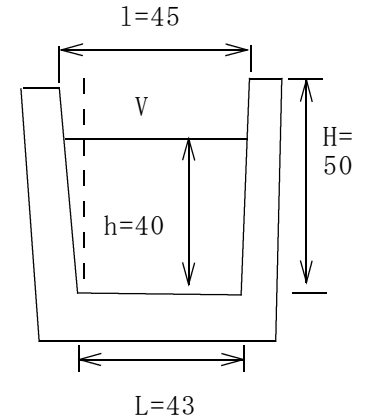
$$= 3.153$$

V : 平均流速 m / s

n : 粗度係数 0.015

R : 径 深 $= \frac{A'}{P} = \frac{\text{流水断面積}}{\text{潤 辺}}$

I : 平均水路勾配



(2) 排水流量

$$Q_2 = V \times A'$$

$$= 3.153 \times 0.176$$

$$= 0.555$$

$$A' = \left(\frac{l+L}{2} \times H \right) \times 0.8 = 0.176 \text{m}^2$$

$$P = L + 2 \times \sqrt{1^2 + h^2} = 1.231$$

$$R = \frac{A'}{P} = 0.143 \text{m}$$

土砂流出防止施設計画総括表

区分	貯砂施設記号	区分	集水区域の状況				流出土砂量										貯砂施設			安全率	備考		
			利用区分			裸地			草地			林地			計	種類	構造	貯砂量					
			集水面積	裸地	草地	林地	ha当り流出土砂量	期間	土砂量	ha当り流出土砂量	期間	土砂量	ha当り流出土砂量	期間					土砂量				
工事中	1		ha 0.77	ha 0.51	ha	ha 0.26	m ³ /年 300	年 2	m ³ 306	m ³ /年	年	m ³	m ³ /年 1	年 2	m ³ 0.5	m ³ 306.5	No. 1 沈砂池	6.2×16.2 ×2.0m	m ³ 348	1.14	年1回浚渫 174×2=348m ³		
	2		0.93	0.63	ha	0.30	300	2	378				1	2	0.6	378.6	No. 2 "	6.2×16.2 ×2.0m	522	1.38	年2回浚渫 174×3=522m ³		
		計		1.70	1.44		0.56			684						1.1	685.1			870	1.27		
工事後	1		0.77		0.49	0.28						15	5	36.8	1	5	1.4	38.2	No. 1 沈砂池	6.2×16.2 ×2.0m	174	4.55	
	2		0.93		0.59	0.34						15	5	44.3	1	5	1.7	46.0	No. 2 "	6.2×16.2 ×2.0m	174	3.78	
		計		1.70		1.08	0.62										81.1			348	4.1		

※算出に用いた単位当たり土砂流出量及びこれを採用した理由等を記載すること。

貯砂量集水区域内利用面積表

ブ ロ ッ ク	区 分	集水面積	工事中		工事後	
			林地	裸地	林地	草地
I	A	0.77ha	0.26ha	0.51ha	0.28ha	0.49ha
II	B	0.15	0.03	0.12	0.05	0.10
	C	0.78	0.27	0.51	0.29	0.49
	計	0.93	0.30	0.63	0.34	0.59
計		1.70	0.56	1.14	0.62	1.08

(注：面積計算は貯砂量集水区域図を作成して行うこと)

土 量 総 括 表

単位：m³

種 類	切 土	盛 土	残 土	備 考
採 石	105,079		105,079	
表 土	(120) 3,588		(120) 3,588	()は道路 表土外書
沈 砂 池	348		348	
排 水 溝	87	22	65	
取 付 道 路	520	0	520	
防 護 柵	24	5	19	
客 土	—	5,641	—5,641	
計	109,766	5,668	104,098	

(注) 砕石利用量、砕石＋沈砂池＋道路 = 105,947 m³

切土総量109,766m³の内排水溝、防護柵の盛土27m³以外は本社工場に運搬、表土等採石不適土砂については、工場資材置場に堆積

客土不足土量1,849m³は小粒砕石片を流用する。

採掘量計算表

区分	1年目				2年目				採掘量計 (m ³)	備考
	断面積 (m ²)	平均断面積 (m ²)	距離 (m)	採掘量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面積 (m ²)	距離 (m)	採掘量 (m ³)		
No. 1					(0.3) 19.3					() は 表土量 外書
No. 2					(29.5) 890.5	(14.9) 454.9	30	(447) 1,3647	(447) 1,3647	
No. 3	(27.5) 957.5				(27.5) 957.5	(28.5) 924.0	30	(855) 27,720	(855) 27,720	
No. 4	(20.4) 650.6	(24.0) 804.1	15	(360) 12,067	(20.4) 650.6	(24.0) 804.1	15	(360) 12,062	(720) 14,124	
No. 5	(22.5) 672.5	(21.5) 661.6	30	(645) 19,848					(645) 19,848	
No. 6	(15.6) 279.4	(19.1) 476.0	30	(573) 14,280					(573) 14,280	
No. 7	(7.5) 84.5	(11.6) 182.0	30	(348) 5,460					(348) 5,460	
小計				(1,926) 51,650				(1,662) 53,429	(3,588) 105,079	
取付 道外				(231) 694				174	(231) 868	
計				(2,157) 52,344				(1,662) 53,603	(3,819) 105,947	

施 工 経 費 内 訳 書

工 種	数 量	単 位	単 価	金額(円)	明細書番号	備 考
用 地 費	7,171	m ²	282	2,020,222	1	
事 業 費				19,500,470	2	
代 替 施 設				5,227,092	3	
直 接 工 事 費				26,749,784		
諸 経 費				250,216		
計				27,000,000		

用 地 費 明 細 書

種 別	数 量	単 位	単 価	金額(円)	単価表番号	備 考
		m ²				
計						

事 業 費 明 細 書

種 別	数 量	単 位	単 価	金額(円)	単価表番号	備 考
採 石	105,079	m ²	170	17,863,430	1	
残 土 処 分	3,588	〃	80	287,040	2	道路の設計図等は省略
取 付 道 路	45	m		1,350,000		
計				19,500,470		

代 替 施 設 明 細 書

種 別	数 量	単 位	単 価	金額(円)	単価表番号	備 考
U 字 溝 伏 設	105,079	m	3,350	485,750	3	
沈 砂 地 設 置	3,588	基	58,000	116,000	8	
客 土 工	45	m ²	230	1,297,430	4	
植 栽 工	105,079	本	36	173,772	5	
緑 化 工	3,588	m ²	180	953,640	6	
防 護 柵	45	m	13,500	2,200,500	7	
計				5,227,092		

資金関係書類

預 金 残 高 証 明 書
(金融機関発行の証明書)

省略

融 資 証 明 書
(借 入 金)
(金融機関発行の証明書)

省略